

328.1  
Sh96  
3

統制  
物資強制買上要綱

商工經營研究會編



\*0017692000\*

0017692-000

328.1-Sh96-3ウ

統制物資強制買上要綱

商工經營研究会・編

大同書院

昭和17

ACI

933  
430

經營研究會編

# 統制物資強制買上要綱

- ◊ 統制物資讓渡制限令解說
- ◊ 重要物資管理營團解說

大同書院刊

328.1  
SH 96  
3

商工經營研究會編

統制  
物資強制買上要綱

大同書院發兌



933  
430

問答式 統制物資讓渡制限令解説

目次

一、本令はどのようにして公布されたのですか……………	一頁
二、本令の内容はどう定められて居りますか……………	四
三、本令の根據法令はどこに在るのですか……………	六
四、重要物資管理營團はどのように設けられたのですか……………	三
五、重要物資管理營團の組織はどうか……………	九
六、重要物資管理營團はどんな業務を行ふのですか……………	二
七、重要物資管理營團の取扱ふ物資はどうか……………	三
八、重要物資管理營團の事業資金は如何にして賄ふのですか……………	四
九、其他會計監督罰則に關してはどうか……………	四
一〇、統制物資讓渡制限令の適用を受ける統制物資としてどんなものが指定せられて居りますか……………	六
統制物資一覽表……………	七

一一、本令の適用を受ける事業者とは如何なる者を指すのですか……………三三

一二、事業者から除外せられる者にはどんな者がありますか……………三三

一三、本令に依る指定物資の譲渡は何時の所有量ですか……………三九

一四、事業者の譲渡すべき制限數量を越ゆる數量の算定はどうなりますか……………四〇

制限數量一覽表……………四一

一五、超過量の譲渡價格は如何に定められて居りますか……………四九

一六、譲渡申込期日は何日ですか……………五〇

一七、譲渡機關は譲渡申込を受けられたらどうするのですか……………五〇

一八、第三條但書に於ける特別の事情とは如何なる場合を指すのですか……………五二

一九、譲受機關は指定事業者に對して強制的に引渡請求を爲すことが出来ますか……………五二

二〇、事業者以外の一般人は指定物資の譲受に關してどんな禁止又は制限が規定せられて居りますか……………五三

(一)譲受禁止物資……………五三

(二)譲受制限物資及所有制限量……………五五

二一、事業者は一般人に對し譲受禁止物資の譲渡に關してどんな禁止又は制限が規定せられて居りますか……………五九

二二、一般人は何日迄に譲受禁止物資又は譲受制限物資の超過量譲渡に對する申込をすればよいのですか……………六〇

二三、譲渡の申込を要せざる者はどう規定せられて居りますか……………六一

二四、譲渡申込についてどんな注意を要しますか……………六二

二五、指定物資の受渡はどう行はれますか……………六三

二六、重要物資管理營團はどこに在るのですか……………六三

二七、譲受機關はどう定められて居りますか……………六六

二八、本令に違反すればどう罰せられますか……………六九

二九、本令は何日から施行せられるのですか……………七〇

(参考)

統制物資譲渡制限令關係法規

一、統制物資ノ譲渡制限ニ關スル件 (昭和十七年十月十五日)……………七一  
(商工省令第六十四號)

二、統制物資ノ譲渡制限等ニ關スル件第一條ノ規定ニ依ル統制物資指定ニ關スル件 (昭和十七年十月十五日)……………七三  
(商工省告示第一一九號)

三、統制物資ノ譲渡制限等ニ關スル件第三條ノ規定ニ依ル事業者、價格、譲渡申込期日及制限數量指定ノ件 (昭和十七年十月十五日)……………七六  
(商工省告示第一二〇號)

四

四、統制物資ノ讓渡制限等ニ關スル件第五條ノ規定ニ依ル讓渡禁止物資、讓受制限物資及所有有限統量指定ノ件（昭和十七年十月十五日）…………… 四

五、統制物資ノ讓渡制限等ニ關スル件 第七條ノ規定ニ依ル價格指定ノ件（昭和十七年十月十五日）…………… 八

六、重要物資管理營團法…………… 八

七、重要物資管理營團法施行期日ノ件…………… 查

八、重要物資管理營團法施行ニ關スル件…………… 查

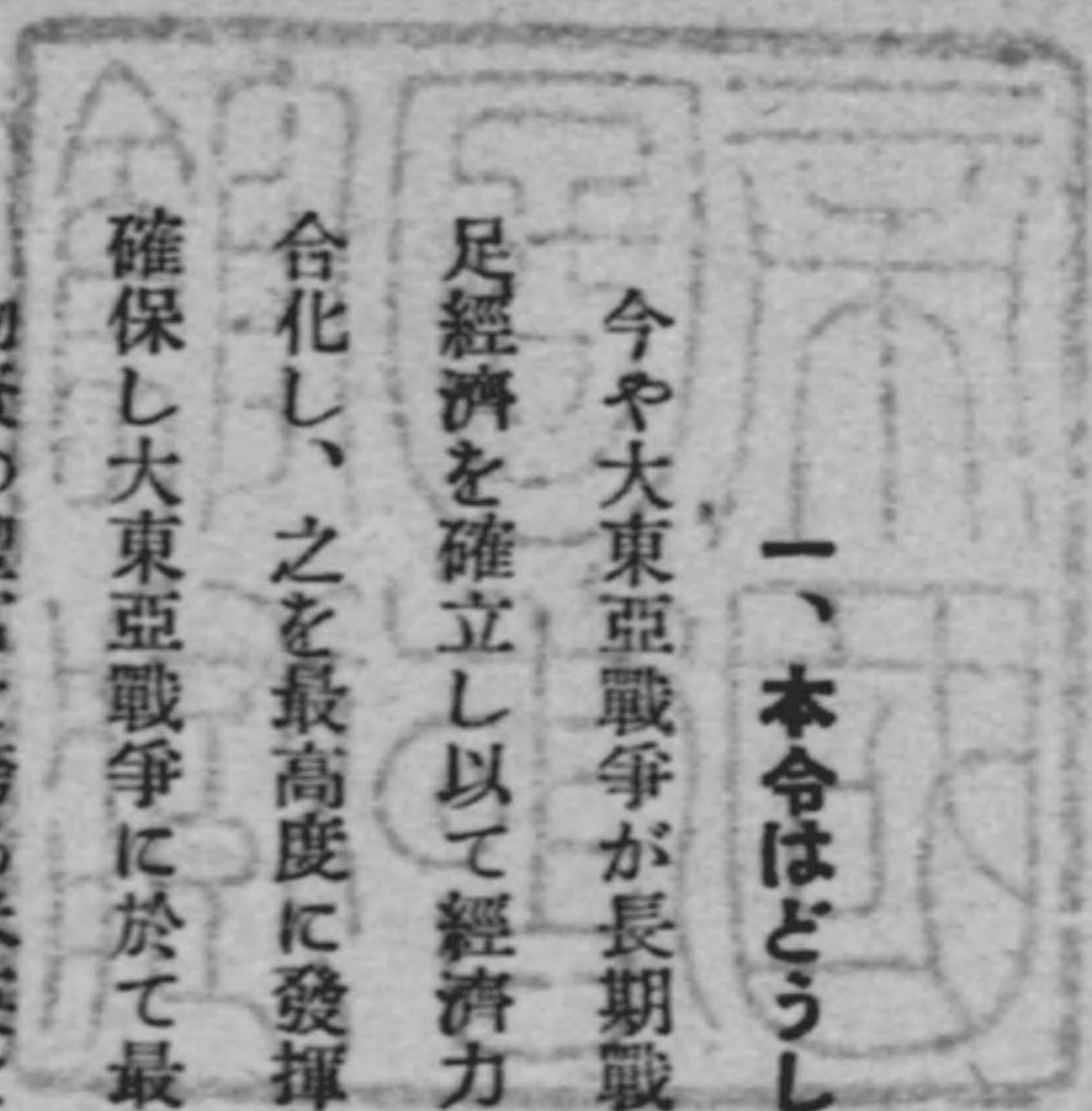
九、重要物資管理營團登記令…………… 查

一〇、重要物資管理營團法定款…………… 查

一一、物資統制令…………… 九

## 問答 統制物資讓渡制限令解説

商工經營研究會



### 一、本令はどうして公布されたのですか

今や大東亞戦争が長期戦となるに及んで戦時經濟上最も緊要なることは國民經濟の運行を確保するため先ず自給自足經濟を確立し以て經濟力の競争目的への集中化に在るのであります。大東亞共榮圈内に於ける産業經濟の總力を綜合化し、之を最高度に發揮し以て焦眉の急務たる軍需品並に生活必需品の生産擴充の目的を達成し愈々國防の安固を確保し大東亞戦争に於て最後の勝利を獲得して大東亞共榮圏の維持發展に努めなければならないのであります。

物資の豊富を誇る米英を相手とする限り大東亞戦争は愈々長期戦たることを覺悟しなければならぬことは勿論であります。之が對處には高度國防國家の不動の地位を確立し併せて急速に躍進的なる生産力の擴充を圖ることが何より重要なることは多言をせずして明かなるところであります。茲に於て生産力擴充に必要な資材又は其の原料を單に占領下に在る南方又は滿支のみに之を期待することが出来ないことも亦自明のところであります。従つて如何にしも自給自足經濟を中心とし國內に於ける在庫の活用を圖ることは緊急中の急務と謂はなければならぬのであります。

す。御承知の如く國內の在庫状態を見ますに必ずしも合理的に運営されて居るとは申兼ねるのであります。諸處に在庫の偏在のために工場に於ける設備並に作業能力が之がため最高の能率を發揮せしむることが出来ないといふ實情に在るのであります。之が對策には當局に於ても種々考慮して居るところであります。結局國內に於ける在庫物資の綜合化乃至は共同在庫化を爲し以て其の活用を圖らんとする以外に他に適當なる補給方法がないとされて居るのであります。而して斯かる事業は當然強力なる國家的機關に於て行ふものでなければ迅速にして適確なる運用を期することが出来ないであります。

政府は斯かる目的によつて設立せられたる重要物資管理營團をして五月十五日から七月末日迄二ヶ月半に亘つて國民の自發的供出を目標として全國的に之が供出方に對する協力を求めたのであります。之は其の成績において概ね良好なる結果を收め得たことは、國民の間における時局認識の徹底を物語るものとして寔に欣懐に堪えないところであります。未だ重要物資の供出は充分とは申し上げられない實情に在るのであります。重要物資買上の趣旨は曩に述べたる如く大東亞戰爭完遂に絶對必要な生産力の飛躍的擴充を確保するに在るのであります。之がためには重要物資管理營團と云ふ國家機關を通じて國內在庫物資を綜合化し、共同在庫化してその活用を圖らなければならぬのであります。此目的を確保せんが爲、曩に物資統制令第廿一條により譲渡又は引渡命令及び臨檢検査の權限を地方長官に委譲し、且つ重要物資管理營團に對して同令第六條の譲渡請求權及び第七條の引渡請求權を賦與すると共に、重要物資管理營團法第十七條の臨檢検査權を認可したのであります。これによつて地方長官及び重要物資管理營團は必要に應じ

て隨時在庫調査及び右調査の結果に基く強制買上の措置に出で得ることとなつたわけでありましたが、素よりこれに依り任意供出を拒否するものではなく進んで自發的に供出せらるゝことは特に希望するのであつて、この意味において本年五月十四日重要物資管理營團の事業開始に當り同營團への申告乃至供出に際して得たる資材を手掛りとして犯罪の捜査を開始しないとの司法當局談が發せられたものであります。

今回更に一層の徹底を期するために十月十五日附を以て統制物資譲渡制限等に關する件を公布、即日實施することになつたのであります。本令の公布に依つて事業者（生産業者、輸出入業者、販賣業者、需要者等）たる一般人たるを問はず商工大臣の指定する物資を一定量を超えて所有する者は總て其の超過量を重要物資管理營團（又は其の指定する者）へ譲渡せしめられることとなつたわけでありまして、

而して若し本令に違反し或は引渡を拒むが如き場合には國家總動員法第三十一條の二に依つて嚴重なる罰則（十年以下の懲役又は五萬圓以下の罰金）を受けなければならぬのであります。

茲に本令趣旨の徹底を期するために各道府縣に於ても在庫活用委員會及特別推進班を設けて隨時に在庫調査等を爲すことになつて居りますので事業者は勿論一般人に於ても時局の要請に應じて進んで供出に協力せられんことを切望せられて居るのであります。

要するに十月十五日を期して愈々重要統制物資の強制買上げを斷行せられることになつたのであります。が戦時に於ては國內に在るあらゆる餘剩物資を一所に集中動員し、これを國家の最も必要とする産業に重點的に適正再配分し、

その最も効率的な利用をはかることが極めて緊要であることは申すまでもないところであります。曩にも述べたる如く國內における物資の状態をみれば日増しに強化される統制經濟への移行道程において相當多量の物資が先行不安の hand として、生産者乃至問屋から需要家たる事業者の手に渡つて、それがそのまま極めて無秩序に業者の倉庫に集積され、ために物資の業者間における偏在を生ずると共に、業者の倉庫においても種々の物資が不均衡に堆積され結局そのままに置かれ、何の役にも立たず死蔵、退蔵物資化されこれが生産全般の能率に著しい支障を與へつつあるため政府はかくの如き死蔵物資を動員し共同在庫化して、必要な方面に最も有効に利用せしめんとして本令を公布し自由なる統制物資の譲渡を取締らんとして本令を公布するに至つたものであります。

## 二、本令の内容はどう定められて居りますか

本令は物資統制令に基いて統制物資の譲渡制限等について規定したものでありまして本令の目的とするところは國民經濟の運行を確保する爲に必要な統制物資にして商工大臣の指定したるものは他の法令に拘らず本令の定むる所に依つて之を譲渡せしめんとするに在るのであります。併せて本令に於て事業者とは指定物資の生産（加工を含む）若は修理を業とする者、販賣其他賣渡を業とする者、輸出業者及輸入業者、業務用の原料若は材料として又は業務用の設備の新設、増設若は修理の爲に指定物資の使用又は消費を爲す者、指定物資に關し擔保權の取得を業とする者並に商工大臣の指定したる者を謂ふのでありまして右の事業者にして商工大臣の指定したるものは其の指定ありたる日に於て其の所有する指定物資にして指定期日に於て制限數量を超える數量に相當するものに於て商工大臣の指定したる

價格を以て商工大臣の指定したる期日迄に原則として重要物資管理營團又は其の指定したる者（其の者の指定したる者を含む）に譲渡の申込を爲すべきことを命ぜられて居るのであります。

而して指定物資の譲渡の申込を爲したる事業者は指定期日に於て其の所有する指定物資にして指定期日に於て制限數量を超える數量に相當するものに於て重要物資管理營團又は其の指定したる者の請求に應じ遲滯なく其の引渡を爲さなければならぬのであります。亦事業者以外の一般人は指定物資にして商工大臣が譲受禁止物資と定めたるものを事業者から譲受け又は指定物資にして商工大臣が譲受制限物資と定めたるものに於て譲受に依つて商工大臣の指定したる數量を超えて所有するに至る場合は之を事業者から譲受することを得ない旨定められて居るのであります。更に指定物資の譲受の一般人の相手方となる其の事業者は事業者以外の一般人に對して譲受禁止物資を譲渡し又は譲受制限物資に於て譲渡に依つて事業者以外の一般人の所有する數量が所有制限數量を超える場合には原則として之を譲渡することを得ないとされて居るのであります。最後に事業者以外の一般人にして譲受禁止物資の指定ありたる際又は譲受制限物資に於て所有制限數量の指定若は變更ありたる際現に譲受禁止物資を所有し又は譲受制限物資を所有制限數量を超えて所有するものは、譲受禁止物資の指定ありたる際現に所有する譲受禁止物資に付又は所有制限數量の指定若は變更ありたる際現に所有する譲受制限物資にして當該指定若は變更の際に所有制限數量を超える數量に相當するものに於て譲受禁止物資の指定又は所有制限數量の指定若は變更ありたる後一月内に商工大臣の指定したる價格を以て重要物資管理營團又は其の指定したる者に譲渡の申込を爲すべきことに定められて居るのであります。尙ほ本令は公布の日



より之を施行せられることになつて居りますから昭和十七年十月十五日から効力を生ずることになるわけでありませ

六

### 三、本令の根據法令はどこに在るのですか

本令は物資統制令に基いて發動されたものでありますが、其の物資統制令は國家總動員法第八條の規定に基く國民經濟の運行又は國民生活の安定を確保するため統制物資に關する統制並に其の統制事務に付ては國家總動員法第五條の規定に基く協力命令を統合し發動されたものであります。

御承知の如く政府は戰時に際しては國家總動員法第八條に依つて物資の生産、修理配給、讓渡其の他の處分、使用、消費、所持及び移動に關し必要な命令を爲すことが出来ることになつて居るのであります。

國家總動員法第八條は戰爭に於ける物資管理について規定した條項でありまして本條の立法基本法令となりたるものは軍需工業動員法第六條、輸出入品等に關する臨時措置に關する法律第二條、臨時肥料配給統制法第一條、第二條臨時船舶管理法第三條、第四條、第八條、臨時馬の移動制限に關する法律第一條其の他參考法令となりたるものは産金法第一條、第二條、第九條、第十一條、第十二條、製鐵事業法第二十條、自動車製造事業法第十三條、第十七條、軍用自動車補助法第十條等を綜合して本條の規定となつたものであります。

戰時に際しては勞働力並に原材料の不足に伴ひ生産減を生ずることは自明のところでありまして之がため總ての生産物資を必需方面へ最も効果的に利用せしむることを考慮しなければならぬことは當然の措置であります。この反面生産せられ又はせらるべき物資については之が使用、消費を極力抑制して、かりそめにも其の濫費若しくは不經濟に亘ることのない様に、之が物資の生産力を擴大する反面、使用、消費を抑制し以て物資を最も効果的方面に利用せしめ以て物資の配給、移動を圓滑ならしめ物資全般の需給關係の調節を圖らしめんとするのが本條立法の趣旨であります。

令第八條に依る施行令要綱を示せば次の如くであります。

#### 第一 物資の生産又は修理を業とする者に對し

一、總動員物資の生産若は修理を命じ又は生産若は修理の優先順位を指定すること

二、原料若は材料の使用若は消費を制限若は禁止し又は代用物資の使用を命ずること

#### 第二 物資の生産配給又は販賣を業とする者に對し

一、總動員物資の配給若は讓渡を命じ又は其の制限若は禁止を爲すこと

二、現に所持する總動員物資に付期間を定めて其の所持を繼續せしむること

三、特定の總動員物資の配給方法を定め之に依らしむること

第三 物資の輸送を業とするものに對し總動員物資の輸送を命じ又は輸送方法、輸送の優先順位等に付指定を爲すこと

#### 第四 一般の者に對し

七

- 一、特定の總動員物資の使用、消費又は移動を制限又は禁止すること
- 二、特定の總動員物資を政府の指定する者に譲渡せしむること

若し國家の命令によつて爲したることによつて個人が財産上の損失を生じたる場合にはどうなるのかといふことにならざるが之は本法に於ても豫想し得るところでありますので第二十七條に於て之が損失を補償することになつて居るのであります。この損失は如何なる程度に於て補償せらるべきかは本法第二十九條の規定に依り總動員補償委員會の査定に依ることになつて居るのであります。然し若し第八條の命令に違反したる場合には第八條は重要條項なるを以て極めて嚴罰を以て臨むことになつて居るのであります。従來に於ても第三十三條によつて三年以下の懲役又は五千圓以下の罰金に處せられたのであります。然し若し第八條の命令によつて十年以下の懲役又は五萬圓以下の罰金に引上げられるに至つたのであります。之は物資配給統制は現行統制經濟の基幹を爲すものであります。關係上關取引に對する違反の處罰の最高を課し之が取締りを強化せんとする趣旨にあるのであります。更に第三十五條に於ては其の情狀に因り懲役と罰金とを併科し得ることになつて居るのであります。

この場合に於ても若し法人の代表者又は法人若し人の代理人、使用人其の他の従業者が其の法人又は人の業務に關して第八條の違反行爲を爲したるときには其の行爲者を罰する外其の法人又は人に對しても該違反罰則が適用せられ五萬圓以下の罰金が課せられるのであります。

このことは本法施行地に本店又は主たる事務所を有する法人の代表者、代理人、使用人其の他の従業者が本法施行

地外に於て爲したる行爲にも之を適用されるのであります。本法施行地に住所を有する人の代理人、使用人其の他の従業者が本法施行地外に於て爲したる行爲についても亦同様であります。

尙ほ本罰則は本法施行地外に於て罪を犯したる帝國臣民にも之を適用するのであります。

次に國家總動員法第五條であります。

政府は戰時に際して若し國家總動員法上必要あるときには第五條の命令の定むる範圍内に於て帝國臣民及帝國法人其の他の團體をして國、地方公共團體又は政府の指定する者の行ふ總動員業務に付協力せしむることが出来るといふことになつて居るのであります。

第五條の指定の要旨とするところは第四條の如く帝國臣民を徵用して總動員業務に従事せしめるといふ趣旨ではなく法文の示す如く國又は地方公共團體若し政府の指定する者の爲すべき總動員業務に對して帝國臣民及帝國法人其の他の團體をして其の本來の業務の傍ら又は其の業務に關聯して協力せしめやうとする趣旨の下に規定せられたものであります。斯かる見地からして第五條に依る總動員業務に對する協力には必要なる實費を除いて原則として報酬を支給せられないことになつて居るのであります。

従つて國家總動員法第五條には罰則規定がないので生産擴充のため業者の自發的協力を要請する程度となることは己むを得ないところであります。

次に物資統制令に付て述べまするに物資統制令は國家總動員法第八條の規定に基く國民經濟の運行又は國民生活の

安定を確保する爲に統制を必要とする物資に關する統制及其の統制事務に付ての國家總動員法第五條の規定に基く協力命令に基いて立案せられたものでありまして主務大臣は統制物資の生産（加工を含む）若は修理を業とする者又は此等の者の團體に對して統制物資の生産若は修理に關して必要な事項を命じ又は制限若は禁止を爲すことを得ると共に主務大臣は統制物資の生産を業とする者、販賣其の他賣渡を業とする者、輸出業者、輸入業者若は此等の者の團體又は業務に關し若は轉賣の目的を以て統制物資を所有する者に對し讓渡の時期、價格、相手方其の他必要な事項を指定して統制物資の讓渡を命ずることを得ることに定められて居るのであります。亦主務大臣は特に必要ありと認むる場合に於ては上記に掲ぐる者以外の者にして統制物資を所有するものに對しても亦右の命令を爲し得ることになつて居るのであります。

主務大臣は右の命令を爲したる場合又は統制物資の所有者が知れざる等の爲に之が命令を爲すこと能はざる場合に於ても若し必要ありと認むるときには權限に基いて當該統制物資を占有する者に對し引渡の時期、相手方其の他必要な事項を指定して之が引渡を命ずることを得るのであります。

亦主務大臣が統制物資の所有者が知れざる等の爲に第三條の規定に依る命令を爲すこと能はざる場合に於て之が命令を爲したるときには當該統制物資の引渡の相手方をして其の對價を供託せしむることを要するのであります。此の場合に於ては當該統制物資の引渡の相手方は其の供託を爲したる時に於て當該統制物資の讓渡を受けたるものと看做されることになつて居るのであります。

統制物資の生産を業とする者、販賣其の他賣渡を業とする者、輸出業者、輸入業者若は此等の者の團體又は業務に關し若は轉賣の目的を以て統制物資を所有する者は主務大臣の指定する者が讓渡を受くべき統制物資の種類、數量及價格、讓渡の時期其の他必要な事項に付て主務大臣の認可を受けて之が讓渡を求めたる場合に於ては之を拒むことを得ないのであります。尤も特別の事由ある場合に於て主務大臣の許可を受けたるときは此の限に在らざること勿論であります。

權原に基いて統制物資を占有する者は主務大臣の指定する者が統制物資の讓渡を受けたる場合又は統制物資の所有者が知れざる等の爲に之が讓渡を求むること能はざる場合に於て引渡を受くる統制物資の種類及數量、引渡の時期其の他必要な事項に付て主務大臣の認可を受けて之が引渡を求めたる場合に於ては原則として之を拒むことを得ないことになつて居るのであります。

第六條の規定に依つて主務大臣の指定する者は統制物資の所有者が知れざる等の爲に之が讓渡を求むること能はざる場合に於て統制物資の引渡を受くるときには其の對價を供託することを要するのであります。

主務大臣は統制物資の生産を業とする者、販賣其の他賣渡を業とする者、輸出業者、輸入業者若は此等の者の團體又は業務に關し若は轉賣の目的を以て統制物資を所有する者に對し統制物資の讓渡に關して數量、時期、方法、相手方、配給區域其の他に付て必要な命令を爲すことを得ると共に主務大臣は統制物資の讓渡に關して數量、時期、方法、相手方其の他に付て必要な命令を爲すことを得るのであります。亦主務大臣は統制物資の寄託、保管、保有、

質入其の他の處分又は移動に關し必要なる事項を命じ又は制限若は禁止を爲すことを得るのであります。

而して統制物資に關して強制競賣手續、國稅徵收法に依る強制徵收手續又は國家總動員法第十條若は第十三條の規定に基く使用若は收用の手續其の他此等の手續に準すべきものの進行中なるときには其の進行中に限つて當該統制物資に關しては第二條乃至第四條、第六條、第七條又は第九條乃至第十二條の規定は之を適用しないのであります。

第三條、第五條、第六條又は第八條の規定に依る統制物資の譲渡は他の法令に拘らず其の効力を有するのであります。亦第三條の規定に依つて譲渡を命ぜられ又は第六條の規定に依つて譲渡を求められたる統制物資が知れたる擔保權の目的たる場合に於ては當該統制物資の譲渡を受くる者は其の對價を供託することを要するのであります。

第三條若は第六條又は第四條若は第七條の規定に依る統制物資の譲渡又は引渡ありたる場合に於ては當該統制物資に付て存したる擔保權は他の法令に拘らず其の所有權移轉の時より之を行ふことを得ないのであります。更に第三條若は第四條の規定に依つて譲渡若は引渡を命ぜられ又は第六條若は第七條の規定に依つて譲渡若は引渡を求められたる統制物資に付て擔保權を有したる者は第五條、第八條又は第二項の規定に依る供託金に對し其の權利を行ふことを得るのであります。

主務大臣は統制物資の生産若は修理を業とする者、販賣其の他配給を業とする者、保管を業とする者若は業務上統制物資の使用若は消費を爲す者又は此等の者の團體に對して統制物資の生産若は修理、販賣其の他配給、保管、保有移動又は使用若は消費に關して計畫の設定又は其の変更を命ずることを得ると共に統制物資の使用又は消費を爲す者

に對し統制物資の使用又は消費に關し必要なる事項を命じ又は制限若は禁止を爲すことを得るのであります。

主務大臣は統制物資の生産若は修理を業とする者、販賣其の他配給を業とする者、輸出業者、輸入業者、保管を業とする者若は業務上統制物資の使用若は消費を爲す者又は此等の者の團體に對し帳簿を備へて業務に關し必要なる事項の眞實なる記載を爲さしむることを得ると共に第六條の規定に依つて主務大臣の指定する者が同條又は第七條の認可を受け統制物資の譲渡又は引渡を求めんとする場合に於て主務大臣の認可を受け當該統制物資の生産若は修理を業とする者、販賣其の他配給を業とする者、輸出業者、輸入業者、保管を業とする者若は業務上統制物資の使用若は消費を爲す者又は此等の者の團體に對し必要なる報告を求めたる場合に於ては此等の者又は其の團體は之を拒み又は虚偽の報告を爲すことを得ないのであります。

國家總動員法第二十七條の規定に依つて補償すべき損失は指定の規定に基く處分に因る通常生ずべき損失とされて居るのであります。尙ほ主務大臣は國家總動員法第三十一條の規定に基いて關係者から統制物資に關する統制又は其の統制事務に付ての協力に關し必要なる報告を徴し又は當該官吏をして工場、事業場、店舗、倉庫其の他の場所に臨檢し業務の狀況若は統制物資、書類、帳簿等を檢査せしむることを得るのであります。

本令は外地にも夫々之を適用することになつて居るのであります。而して本令は昭和十六年十二月十六日から實施せられたのであります。

#### 四、重要物資管理營團はどうして設けられたのですか

重要物資管理營團は第七十九回帝國議會の協賛を経て昭和十七年二月二十三日に公布せられたる重要物資管理營團法に基いて設立せられたものでありまして之が設立趣旨として述べられたる當局の提案理由は次の如くであります。

「大東亞戰爭を完遂し東亞廣域共榮圈確立の理想を貫徹致しますがためには今後長期且大規模に亘り續行せらるべき經濟戰を克復打開して参りますことが絶対に必要であることは申す迄もないのであります。之が爲には本邦戰時經濟の運営に一段の強化を加へ、生産、配給、消費の各面に更に統制の徹底を圖りますと共に特に重要物資の在庫の確保及増強を圖り且其の有効なる利用を講じて参りますことが、極めて緊要と認められるのであります。

御承知の通り我國に於きましては従前物資動員計畫の實施に關聯致して將來の需要に備へ機會ある毎に特別輸入、繰上輸入等の措置を講じ所謂海外よりの早期輸入を極力實施して参つたのでありまして、現に國內には尙相當多量に之等輸入品を保有して居る實情に在ります外、尙重要物資の一般國內在庫に致しましても未だ相當大量に貯藏せられて居るのであります。我國當面の情勢に於きまして之等重要物資の國內在庫に付其的確なる管理運営を講じ得る方策を整へ進んで有效在庫の増強措置を講じますことは、今後南方より物資の取得も相當考へ得られる情勢に在りますので、之等海外取得物資の高度利用を圖りますことは共に本邦經濟今後の運営上最も緊要なる方策なりと認められるのであります。

又戰時下に於きましては生産、配給又は運輸等に不時の障礙を生じ之が爲物資の供給が著しく不圓滑となり或は一時に非常に多量の物資を要する等不測の事態發生の虞も考へ得られますので、工業用各種原材料、生活必需品、防空

用資材等の各般に亘り之等を綜合して地域別分散保管の計畫を運用して参りますことが、時局下特に肝要と考へられるのであります。

之等の事業は高度の國家的性格を備へ且之が綜合運営を必要とする關係上孰れも既存の民間機關に之を期待することとは不適當でありますので、茲に國家に代つて強力に其の使命遂行に當らしむべく全額政府出資に依る重要物資管理營團を創設し重要物資の保有、買入、輸入、賣渡等の業務を行はしめんとする次第であります。

曩にも述べた如く我國の經濟は最近まで殆んど第三國特に米・英諸國を中心として重要資源の供給に依存して來たのであります。支那事變以來國際情勢が急轉して英・米等よりの必要資材の獲得が困難となるに伴つて所謂國防經濟の確立に依つて、重要國防資源を自給自足化し、國策の遂行に遺憾なきを期するの己むなきに至つたのであります。之がため日滿支を一元とした基礎の上に劃期的な生産力擴充計畫を樹立すると共に其の他必需不足資源の補填に關する計畫が實施されて來たのであります。従來の海外依存經濟から國防經濟への移行は我國經濟の根本的變更となり相當困難な諸般の障礙を其處に包蔵して居つたのであります。殊に我國としては今後物資の膨大なる消費を伴ふ戰爭も續けて行かねばならぬ關係上、自給自足經濟確立の歩みは此の方面からも其處に多大の制約を受けざるを得なかつた次第であります。

我國の經濟は最近數年に亘る官民擧げての努力に依つて、重要資源の供給確保の方策も大方其の軌道に乗り、所謂國防經濟確立の域に漸次達しつゝある實情にあるのであります。尙各般の物資に亘り完璧の供給を確保せんが爲に

は今後に於ける一段の努力が必要とされることは云ふ迄もありません。申すまでもなく支那事變發生前迄の我國の經濟は、之を國防資源の供給源の點から観ると、其の重要な部分が輸入に置かれて居たのであります。

然し米・英を始めとする敵性國家群の對日資産凍結措置並に之に基ける大東亞戰爭の勃發は物資供給源の一たる輸入に依る部分を全滅せしめたのであります。之に伴ひ物資供給源として生産が一段と重要性を加ふると共に在庫品の使用が、新に緊要な問題となつて來たのであります。殊に我國としては有史以來の大戰爭を遂行中でありますと共に此の戰爭たるや米・英等が相手である以上長期經濟戰の性格を伴ふものであることも亦明かである以上我國としても長期に亘つて重要物資の多種多量に互る需要に應じて行くが爲には生産の擴充と併行して在庫品の確保及増強の措置を講じなければならぬのであります。

次に重要物資管理營團が重要物資の在庫管理に當る重要な機關であります。然らばこの營團は具體的には如何なることを目的とするかと申しますと其の第一は在庫の確保増強並に其の利用の點にあるのであります。此の在庫管理の對象として差當り考へられるものは、輸入在庫品、國內一般在庫品、生活必需品、災害復舊用資材、其の緊急調整用資材、新規海外取得物資等であります。

併せて我國現在の物資需給は總て物資動員計畫を基礎として之に依つて動いて居ることは今更申上ぐるまでもないところであります。

我國としては今日まで相當多種類の物資を相當多量に海外に依存して來たため、今日の如き輸入杜絶を見たる場合に在りても繰上の輸入に依る取得物資は、現在相當量國內に貯蔵保有されて居るのであります。従つて國家としての之的確なる管理を施し諸般の情勢を勘案しつゝ、必要に應じ充分有效に其の利用を圖り得る方策が樹てられねばならぬのであります。

茲に於て情勢の一變した今日に在つては、更に之が的確なる管理を施す目的を以て國家に代る機關として其の貯蔵運用に當らしむるために重要物資管理營團の在庫管理を第一の對象としたわけであります。

亦重要物資の生産、配給、消費等に關する現行諸統制が實施された過渡期に於ては相當買入貯蔵を行つたものもあることも考へられるのであります。然し一部資材に餘剰を生じ、其の他製造制限乃至製造禁止等の消費統制に伴ふ遊休重要資材等も豫想せらるゝのであります。

茲に於て之等の云はゞ遊休重要資材の買入を行ひ、之に對し適切な管理を加へて其の最も有效な利用方法を講ずることも、當面極めて重要なことでもあります。國家の代行機關たる重要物資管理營團の重要な事業の一として之を期待する所以であります。

世界に其の精銳を誇る陸海軍の防衛に依つて我が國土は誠に安泰なものがあるものであります。複雑な近代戰に在つては何時如何なる場合に空襲其の他の敵襲を受くることあるやも測られぬのであります。従つて戰時の措置として生活必需品、災害復舊用資材等の一定數量は常時用意して不測の事態に備ふる處がなければならぬのであります。

従つて民需向物資の極めて窮迫した今日に於ては緊急不測の需要が生じた場合の備へとして、一定の調整用資材を常備して置く必要もあるので、此の趣旨に於て、かうした資材を、國家代行機關としての重要物資管理營團に保有管理せしめんとして居るのであります。

最後に現在國內に存する在庫品の貯蔵保有に關するものであります。今後新に海外から取得することあるべき物資に就ても其の貯蔵は重要物資管理營團をして之に當らしめんとするのであります。現に南方作戰地域よりの取得物資は皇軍將兵の驚嘆すべき勇武に依り南方よりの物資の取得も今後漸次之を期待し得るものと考へられるのであります。此の南方取得物資の取扱に就ては、從來の自由主義時代に於けるが如き自由競争に委ねることは到底許されないとこゝろでありますから之に高度の國家的統制を加へ、其の私的處理を抑壓することが必要であつて、従つて重要物資管理營團の如き機關をして之に關與せしむることが特に適當と考へられるのであります。

亦重要物資管理營團に對して戰時下重要物資の在庫管理の機關として期待せらるゝ機能は、重要資材及其の原材料を綜合した適切なる地方分散保管の實施に當ることであり、空襲に因る生産、配給、運輸等の關係に於て不時の障礙の發生が多分に考へられ、而も其の對策は常に準備されて居なければならぬのであります。之が爲物資供給が著しく不圓滑となり、生産が一時停止せざるを得ないと云ふ様な事態の發生も考へられるのであります。

工業用原材料の貯蔵を行ふにしても、かうした不測の事態發生に備へて輸送、消費、生産各種の條件を考慮し且他の副材料との關係も考へて其の適當な分散保管を行はねばならぬことは獨り工業用原材料のみではなく、生活必需

品、災害復舊用資材等に就ても勿論同様であります。従つて此の地方分散保管の計畫は、之を各物資を綜合して行ふことが絶対に必要であり之が使命を擔ふのは重要物資管理營團であります。

以上述べたる如く本營團の事業は何れも高度の國家的性格を帯び、且各物資を綜合して之を運營して行く必要が特に強いので茲に全額政府出資に依る本營團と云ふ形に依つて官營の本質を保持すると同時に民營の利點を收めんとしたものであります。

##### 五、重要物資管理營團の組織はどうなつて居りますか

重要物資管理營團は戰時に際して重要物資の貯蔵を確保及増額し並に貯蔵重要物資の利用を有效且適正ならしむることを目的とする法人でありまして主たる事務所を東京に置き必要あるときには他に事務所を設置し得るのであります。本營團の資本金は三千萬圓でありまして全額政府出資に依ることになつて居るのであります。この程度の資本金額は、營團事業の規模からすれば尠くとも少額過ぎるとかとも思はれるのであります。之は資本金を營團の事業資金に使用することを目的とするのではなく資本金の利息を以て、營團の人件費、事務費を概ね賄はうと云ふ方針を以て金額が定められたものであります。

従つて政府の出資も全部國債を以て行はれることになつて居るのであります。而して政府の交付する國債證券の交付価格は時價を參酌して大藏大臣が之を定むることになつて居るのであります。

本營團は定款を以て之が目的、名稱、事務所の所在地、資本金額及資産に關する事項、役員に關する事項、業務及

其の執行に關する事項、會計に關する事項、公告の方法等の事項を規定し、若し之が變更を爲さんとするときには政府の認可を受けることを要するのであります。

本營團は法人でありますから登記を爲すことを要するのでありまして、其の登記すべき事項は登記の後にあらざれば之を以て第三者に對抗することが出來ないのであります。

尙ほ本營團には所得税、法人税及營業税を課せられざると共に北海道、府縣、市町村其の他之に準すべきものは重要物資管理營團の事業に對しては地方税を課することを得ないのであります。尤も特別の事情に基いて内務大臣及大藏大臣の認可を受けたる場合は此の限に在らざること勿論であります。其の他重要物資管理營團に付て解散を必要とする事由が発生したる場合に於て其の處置に關しては別に法律を以て之を定むと共に重要物資管理營團に非ざる者は重要物資管理營團又は之に類似する名稱を用ふることを得ないのであります。尙ほ民法第四十四條、第五十條、第五十四條及第五十七條並に非訟事件手續法第三十五條第一項の規定は重要物資管理營團に之を準用することを要するものであります。次に役員は重要物資管理營團に理事長、副理事長各一人、理事三人以上及監事二人以上を置き、理事長は重要物資管理營團を代表し其の業務を總理し、副理事長は定款の定むる所に依り重要物資管理營團を代表し理事長を輔佐して重要物資管理營團の業務を掌理し、副理事長は理事長事故あるときには其の職務を代理し理事長缺員のときは其の職務を行ふのであります。

理事は定款の定むる所に依り重要物資管理營團を代表し理事長及副理事長を輔佐して重要物資管理營團の業務を掌理すると共に理事は定款の定むる所に依り理事長及副理事長共に事故あるときには其の職務を代理し理事長及副理事長共に缺員のときには其の職務を行ひ、監事は重要物資管理營團の業務を監査することを以て職務とするのであります。

理事長、副理事長、理事及監事は政府が之を命じ、理事長、副理事長及理事の任期は三年、監事の任期は二年であります。亦理事長、副理事長及理事は定款の定むる所に依り従たる事務所の業務に關して一切の裁判上又は裁判外の行爲を爲す権限を有する代理人を選任することを得るのでありますが、理事長、副理事長及理事は他の職業に従事することを得ないのであります。尤も政府の認可を受けたるときは此の限に在らざること勿論であります。

重要物資管理營團に評議員若干人を置き政府之を命ずるのでありますが評議員は業務經營に關する重要な事項に付て理事長の諮問に應じ必要あるときは之に對し意見を述ぶることを得ると共に其の評議員は名譽職とし其の任期は二年と定められて居るのであります。

#### 六、重要物資管理營團はどんな業務を行ふのですか

重要物資管理營團第十六條に依れば重要物資管理營團は左の業務を行ふのであります。

- 一 重要物資の保有
- 二 重要物資の買入、輸入及賣渡
- 三 其の他重要物資管理營團の目的達成上必要なる事業



而して重要物資管理營團は前項第一號及第二號の業務に付ては政府の定むる計畫に依りて之を行ふと共に第三號の業務を行はんとするときは政府の認可を受くることを要するのであります。

重要物資の保有は差當り保有を豫定せられるものは(イ)輸入在庫品、(ロ)國內一般在庫品中の買上品、(ハ)生活必需品、災害復舊用資材其の他緊急調整用資材、(ニ)新規海外取得物資中貯藏に充つべきもの等であります。

之等の物資は原則として營團自ら其の保有の衝に當る方針であります。統制機關が整備せられつつある諸般の事情から右機關をして保有せしむるを寧ろ適當とするもの例へば主として石炭、ボーキサイト等の如き大量原料物資に就ては直接にそれらの統制機關をして貯藏せしめ、營團は其の管理に當ることとなるのであります。尙ほ物資貯藏の倉庫に就ては、概ね現存の倉庫を利用する方針であり、營團自體が自己の倉庫を持つことは差當り之を豫想して居らないのであります。

國內一般在庫品の買上は此の點に就ては既に述べたところでありまして茲に於て特に注目すべきことは司法當局の意嚮として、重要物資管理營團の重要物資の買上、又は調査を端緒として犯罪の捜査摘發を行はざることが明かにせられたことであります。之は國內一般在庫品の供出を圓滑ならしむるものとして注目せられるべきことでもあります。此の戦時下に於て重要資源を徒らに死藏せしめて置くことは、何としても大きな國家的損失であるので、司法當局としても特に右の大乗的方针を明かにされたことと考へるのであります。國民一般に於てはよく此の間の事情を推察して進んで在庫品の申告、供出に當られることが肝要であります。

尙ほ買上價格は公定價格を基準とすることとなつて居るのであります。

貯藏物資の賣渡しは政府監督の下に行はれることは勿論であります。其の配給は原則として配給統制機關の手に依り之を行ひ、營團自ら配給事務を取扱ふことはしない方針であります。而して價格に就ては概ね買入の價格と同様公定價格を以て賣渡す方針であります。

尙ほ其の他營團に於て必要ありと認むるときには業務に關して重要物資を所有又は保管する者に對して其の所有又は保管の狀況に關し報告を爲さしむることを得ると共に營團が必要ありと認むるときには政府の認可を受けて役員又は使用人をして業務に關する帳簿書類其の他の物件を検査せしむることを得るのであります。而して營團の役員又は使用人をして検査せしむる場合に於ては右の認可ありたることを證する書面及其の身分を示す證票を携帯せしむることになつて居るのであります。亦重要物資管理營團は命令の定むる所に依つて政府の認可を受け物資の生産、輸出、輸入、販賣又は保管を業とする者に對して營團の所有する重要物資の保管を爲さしむることを得るのであります。この場合に於て保管したる費用は營團の負擔となることになつて居るのであります。

#### 七、重要物資管理營團の取扱ふ物資はどう定められて居りますか

重要物資管理營團の取扱物資の種類は要するに營團の目的からして戦時に於ける重要物資にして其の貯藏確保に強度の國家管理を適當とするものにして一般に互り原料たると製品たるとを問はないのであります。

重要物資管理營團法の施行に關する件第一條に於ては左の如く指定致して居るのであります。

- (イ) 鐵鋼及其の原材料並に鐵鋼製品
- (ロ) 非鐵金屬及其の原材料並に非鐵金屬製品
- (ハ) 纖維製品及其の原材料
- (ニ) 化學製品及其の原材料
- (ホ) 醫藥品、醫療機械、器具其の他の衛生用物資
- (ヘ) 其の他商工大臣の指定したる物資

#### 八、重要物資管理營團の事業資金は如何にして賄ふのですか

營團に於ける資本金は前述の様之を事業に使用することを豫定して居らないがために營團の事業資金は總て借入金に依つて賄ふ方針となつて居るのであります。

#### 九、其の他會計監督罰則に關してはどう定められて居りますか

營團の會計を述べれば營團の事業年度は毎年四月より翌年三月迄であります。亦營團は設立の時及毎事業年度の初に於て財産目錄、貸借對照表及損益計算書を作成し定款と共に之を事務所に備置くことを要するのであります。而して營團は政府を監督し政府の認可を受くるに非ざれば剩餘金の處分を爲すことを得ないのであります。

亦營團は業務開始の際業務の方法を定め政府の認可を受けることを要するのであります。之を變更せんとするとき

も亦同様であります。

政府は重要物資管理營團に對し業務及財産の狀況に關し報告を爲さしめ、検査を爲し其の他監督上必要な命令を發し又は處分を爲すことを得ると共に役員が法令、定款若は政府の命令に違反し又は公益を害する行爲を爲したるときは政府は之を解任することを得るのであります。最後に罰則の規定でありますが營團の理事長、副理事長、理事、監事又は使用人其の職務に關して賄賂を收受し又は之を要求若は約束したるときには二年以下の懲役又は三千圓以下の罰金に處せられるのであります。因て不正の行爲を爲し又は相當の行爲を爲さざるときは五年以下の懲役又は五千圓以下の罰金に處せられると共に上記の場合に於て收受したる賄賂は之を沒收せられるのであります。若し其の全部又は一部を沒收すること能はざるときには其の價額を追徴せられるのであります。

而して右の者に賄賂を交付、提供又は約束したるものは二年以下の懲役又は五百圓以下の罰金に處せられるのであります。尤も右の罪を犯したる者が自首したるときには其の刑を減輕又は免除することを得ることになつて居るのであります。

第十七條一項の規定に依る報告を爲さず又は虚偽の報告を爲したる者、第十七條第二項の規定に依る検査を拒み、妨げ又は忌避したる者並に正當の事由なくして第十八條第一項の規定に依る保管を爲さざる者は五百圓以下の罰金に處せられるのであります。更に人又は法人の代理人、戸主、家族、同居者、雇人其の他の従業者が其の人又は法人が業務に關して第二十八條第一號又は第三號の違反行爲を爲したるときには其の人又は法人は自己の指揮に出でないと

いふ理由で以て其の處罰を免れることを得ないのであります。

右の第二十八條第一號及第三號の罰則は其の者が法人なるときには理事、取締役其の他の法人の業務を執行する役員に未成年者又は禁治産者なるときには其の法定代理人に之を適用するのであります。尤も營業に關して成年者と同じの能力を有する未成年者に付ては此の限に在らざること勿論であります。

本營團の理事長、副理事長、理事又は監事は本法に依り政府の認可を受くべき場合に於て其の認可を受けざる時本法に規定せざる業務を営みたる時、第十六條第二項の規定に違反し政府の定むる計畫に依らずして業務を行ひたる時並に政府の監督上の命令又は處分に違反したるときには千圓以下の過料に處せられるのであります。

亦營團の理事長、副理事長、理事又は監事は本法又は本法に基いて發する勅令に違反し登記を爲すことを怠り又は不正の登記を爲したるとき並に第二十條の規定に違反し書類を備置かさるとき又は其の書類に記載すべき事項を記載せず若は不正の記載を爲したるときには五百圓以下の過料に處せられるのであります。

尙ほ第九條の規定に違反し重要物資管理營團又は之に類似する名稱を用ひたる者は五百圓以下の過料に處せられることになつて居るのであります。

而して本營團法は昭和十七年三月五日から施行せられることに定められて居るのであります。

#### 一〇、統制物資讓渡制限令の適用を受ける統制物資としてどんなものが指定せられて居りますか

戦時下に於ける國民經濟の運行を確保する爲に必要な統制物資にして商工大臣の指定したるもの（之を指定物資

と稱す）は他の法令に拘らず本令の定むる所に依つて之を讓渡することを得ることになつて居るのであります。

本令第一條に於ては商工大臣の指定したる次の如き物資については他に定められたる法令があつても之を重要物資管理營團又は其の指定したるものに賣渡しを許されるべき旨を定められて居るのであります。例へば白金地金は白金等配給統制規則に依つて日本貴金屬統制株式会社以外へは賣渡すことが出来ないものであります。本令第一條に依つて之を重要物資管理營團又は其の指定したるものに賣渡しして差支ないわけであります。商工大臣より指定せられたる重要統制物資は次の如きものであります。

#### 統制物資一覽表

本令に依り商工大臣より指定せられたる統制物資は左表の如きものであります。右の統制物資中左の（イ）乃至（ホ）のものを除くことになつて居るのであります。

（イ）貿易統制令施行規則第十條の規定に依り其の輸出に付て商工大臣の許可を受けたる物品又は同則第十條の二第一項但書の規定に依り其の輸出に付て商工大臣の承認を受けたる物品

（ロ）貿易統制令施行規則第十條の二の輸出調整機關より買受け又は輸出の承認を受けたる物品

（ハ）輸出品用原材料配給統制規則第一條の配給機關又は其の指定したる者より買受けたる指定輸出品用原材料に  
 工事中の工事の建設用資材

（ニ）工事中の工事の建設用資材

(ホ) 軍より支給せられ若は軍の配給證明書に依り取得したる材料又は之等を原料若は材料若は材料として製造したる物

一、普通鋼

製錬用鋼塊

鋼塊(鑄鋼を含まず)

半製

鋼片(鍛造用鋼片を含む)

シートバー

ティンバー

スケルプ

其の他の半製品

壓延鋼材

重軌條

大形繼目板

タイプレート

大形型鋼

矢板

大形棒鋼

輕軌條

中形繼目板

中形型鋼

中形棒鋼

小形繼目板

小形型鋼

小形棒鋼

厚鋼板

(縞鋼板、ユニバーサル平鋼及普通仕上鋼板を含む)

薄鋼板(普通仕上鋼板を含みブリキ

原板を含まず) ブリキ(帯ブリキ及ローモ板を含む)

珪素鋼板

高級仕上鋼板

普通線材

特殊線材

鋼管

再製鋼管

外輪

帶鋼

サツシユバー

リムリ

ングバー

其の他の壓延鋼材

二、亞鉛引鐵線

細番手

中番手

太番手

三、鐵線

細番手

中番手

太番手

四、亞鉛鍍鐵板

薄物

厚物

平板

平板

浪板

浪板

五、屑鐵

普通鋼屑

特殊鋼屑

六、銅地金

七、鉛地金

八、亞鉛地金

- 九、アンチモン地金
- 一〇、カドミウム地金
- 一一、水 銀
- 一二、銅又は銅合金の板
- 一三、銅又は銅合金の管
- 一四、銅又は銅合金の棒
- 一五、銅又は銅合金の條
- 一六、銅又は銅合金の線(電線を除く)
- 一七、電線(鐵線を除く)
- 裸 線 裸銅線 裸アルミニウム線 其の他の裸線
- 絶縁電線 被覆線 紙絶縁ケーブル
- 一八、鉛 管
- 一九、鉛 板
- 二〇、亜鉛 板
- 二一、故 銅

- 二二、故 鉛
- 二三、故 亞鉛
- 二四、アルミニウム地金
- 二五、マグネシウム地金
- 二六、雲 母
- 二七、綿絲(縫絲及屑絲を除く)
- 二八、人造絹絲(縫絲、刺繡絲、手編絲及屑絲を除く)
- 二九、ステープルファイバー絲(手編絲及屑絲を除く)
- 三〇、毛絲(手編絲及屑絲を除く)
- 三一、礬 砂
- 三二、礬 酸
- 三三、プロム加里
- 三四、グリセリン
- 三五、セラック
- 三六、ダンマルゴム

三七、コーバルゴム

三八、アラビヤゴム

三九、鉄 鐵

製鋼用普通鉄

鑄物用普通鉄

再 生 鉄

四〇、鑄 鐵 管

四一、特殊 鋼

鋼塊(鑄鋼を含まず)

半 鐵 品

壓 延 鋼 材

炭素工具鋼 特殊工具鋼 高速度鋼 鑄鋼 ダイス鋼 パネ鋼 ニッケル鋼

ニッケルクロム鋼 クロム鋼 クロムモリブデン鋼 肌焼鋼 窒化鋼 バルブ

鋼 鑿岩機用タガネ(中空鋼) 不銹鋼 磁石鋼 軸受鋼 双物鋼 マンガン鋼

其の他の壓延鋼材

鍛 鋼 品

炭素工具鋼 特殊工具鋼 高速度鋼 鑄鋼 ダイス鋼 パネ鋼 ニッケル鋼

ニッケルクロム鋼 クロムモリブデン鋼 肌焼鋼 窒化鋼 バルブ 不銹鋼

磁石鋼 軸受鋼 双物鋼 マンガン鋼 其の他の特殊鋼

マンガン鋼 クロム鋼 ニッケルクロム系鋼 不銹鋼 其他

鑄 鋼 品

四二、合 金 鐵

フエロマンガシ

シリコマンガシ

スビーゲル

フエロシリコン

フエロクロン

フエロタンダステン

フエロワナヂウム

フエロモリブデン

フエロニッケル

フエロチタン

フエロホスホル

ニッケルクロム鋼 クロムモリブデン鋼 肌焼鋼 窒化鋼 バルブ鋼 不銹鋼

磁石鋼 軸受鋼 双物鋼 マンガン鋼 其の他の特殊鋼

マンガン鋼 クロム鋼 ニッケルクロム系鋼 不銹鋼 其他

鑄 鋼 品

四二、合 金 鐵

フエロマンガシ

シリコマンガシ

スビーゲル

フエロシリコン

フエロクロン

フエロタンダステン

フエロワナヂウム

フエロモリブデン

- 四三、金屬タングステン
- 四四、金屬モリブデン
- 四五、金屬ニッケル
- 四六、金屬コバルト
- 四七、白金地金
- 四八、ロヂウム地金
- 四九、タンニ
- 五〇、カリ
- 五一、鹽化トシユウム
- 五二、カーボンブラツク
- 五三、カゼイン
- 五四、ステツクラツク
- 五五、カルナバ蠟
- 五六、生酒石
- 五七、ギルソナイト

一一、本令の適用を受ける事業者とは如何なる者を指すのか

本令第二條に於ては本令の適用を受ける事業者の範圍を定義して居るのであります。本令第二條に依れば本令に於て事業者とは指定物資の生産（加工を含む）若は修理を業とする者、販賣其他賣渡を業とする者、輸出業者及輸入業者、業務用の原料若は材料として又は業務用の設備の新設、増設若は修理の爲に指定物資の使用又は消費を爲す者、指定物資に關して擔保權の取得を業とする者並に商工大臣の指定したる者を謂ふことに指示せられて居るのであります。今之を分解すれば

- (イ) 指定物資の生産業者
- (ロ) 指定物資の修理加工業者
- (ハ) 指定物資の販賣業者（ブローカーを除く）
- (ニ) 指定物資の輸出入業者
- (ホ) 指定物資を業務用の原材料として使用又は消費する者
- (ヘ) 指定物資を業務用の設備の新設、増設若は修理のため使用又は消費する者
- (ト) 指定物資の擔保權の取得を業とする者
- (チ) 其他商工大臣の指定したる者

指定業者の定義について二、三注意を要すべき事項は販賣業者中にはブローカーは含まれないことであります。亦

業務用の設備の新設又は増設のため指定物資の使用又は消費を爲す者とは例へば建造中の工場事業場のために指定物資の使用消費を爲す者を謂ふのであります。

擔保権の取得を業とする者とは主として擔保権の取得を業とする金融業者を指して居るのであります。

本令に於ての事業者は主として指定物資の生産、加工、修理を業とする者、販賣其の他賣渡を業とする者、輸出入業、業務用の原料若は材料として又は業務用の設備の新設、増設若は修理のために指定物資の使用又は消費を爲す者指定物資に關して擔保権の取得を業とする者並に商工大臣の指定したる者を謂ふのでありますから單に右の指定物資を所有して居るのみでは本令に於ては業者としては認められないのであります。即ち指定物資について之を業とする者等が其の對象となるのであります。従つて例へば綿布商が鐵鋼を所有して居つても之は鐵鋼の事業者とは認められないわけでありませぬ。

一一、事業者から除外せられる者にはどんな者がありますか

今回本令第三條に依つて指定せられたる事業者とは指定物資の生産（加工を含む）若は修理を業とする者、販賣其の他賣渡を業とする者、輸出業者及輸入業者、業務用の原料若は材料として又は業務用の設備の新設、増設若は修理の爲に指定物資の使用又は消費を爲す者並に擔保権の取得を業とする者等が擧げられて居るのであります。が上記事業中次の如き者は除外せられて居るのであります。

(一) 金屬工業統制會又は鐵鋼統制會の會員並に左に掲ぐる統制會の會員及會員たる團體を組織する者

石炭統制會

鑛山統制會

造船統制會

鐵道軌道統制會

(二) 電氣事業者

(三) 貿易統制令施行規則第十條の二の輸出調整機關

(四) 輸出品用原材料配給統制規則第一條の配給機關

(五) 左に掲ぐる會社又は團體

鐵鋼販賣統制株式會社

亞鉛鐵板統制株式會社

鐵鋼原料統制株式會社

日本線材製品統制株式會社

金屬回收統制株式會社

日本鑄鐵管統制株式會社



特殊鋼販賣統制株式會社

日本金屬配給株式會社

日本貴金屬統制株式會社

壓延金屬配給株式會社

電線配給株式會社

日本鉛管鉛板工業組合

帝國輕金屬統制株式會社

日本綿ス・フ織物製造株式會社

日本タオル製造統制株式會社

日本綿漁網製造株式會社

日本縫絲製造配給株式會社

日本綿絲ス・フ絲商業組合

日本人造絹絲商業組合

日本絹人絹織物配給統制株式會社

日本人造絹織物工業組合聯合會

日本毛絲元賣卸商業組合

硬化油グリセリン統制株式會社

日本タンニン商事株式會社

日本皮革工業組合聯合會

日本カリ鹽販賣株式會社

日本カゼイン統制株式會社

日本貿易振興株式會社

(六) 綿絲(縫絲及屑絲を除く)、人造絹絲(縫絲、刺繡絲、手編絲及屑絲を除く)、ステープルファイバー絲(手編絲及屑絲を除く)又は毛絲(手編絲及屑絲を除く)の生産を業とする者

一三、本令に依る指定物資の譲渡は何時の所有量てすか

事業者にして商工大臣の指定したるものは其の指定ありたる日に於て其の所有ありたる指定物資について譲渡申込を爲すことを要するのでありますから昭和十七年十月十五日の所有の現在に於て譲渡申込をなさなければならぬのであります。

茲に注意を要することは譲渡申込を爲したる後に其の物を使用、加工、質入又は他に譲渡する等の處分を爲すことが出来ないことであります。









ギルソナイト	生酒石	アラビヤゴム	タニン	コーパルゴム	ダンマルゴム	カリ鹽	アロム加里	鹽化リシウム	カリセリン	カセイソーン	硼砂	硼酸
昭和十七年七月より昭和三十七年七月までの期間に於ける平均数量	昭和十七年七月より昭和三十七年七月までの期間に於ける平均数量	昭和十七年七月より昭和三十七年七月までの期間に於ける平均数量	昭和十七年七月より昭和三十七年七月までの期間に於ける平均数量	昭和十七年七月より昭和三十七年七月までの期間に於ける平均数量	昭和十七年七月より昭和三十七年七月までの期間に於ける平均数量	昭和十七年七月より昭和三十七年七月までの期間に於ける平均数量	昭和十七年七月より昭和三十七年七月までの期間に於ける平均数量	昭和十七年七月より昭和三十七年七月までの期間に於ける平均数量	昭和十七年七月より昭和三十七年七月までの期間に於ける平均数量	昭和十七年七月より昭和三十七年七月までの期間に於ける平均数量	昭和十七年七月より昭和三十七年七月までの期間に於ける平均数量	昭和十七年七月より昭和三十七年七月までの期間に於ける平均数量
同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右
同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右
一斤	一斤	一斤	一斤	五〇〇瓦	五〇〇瓦	二五瓦	五〇〇瓦	五〇〇瓦	五〇〇瓦	五〇〇瓦	五〇〇瓦	五〇〇瓦
日本タニン商事株式	同	同	同	重要物資管理營團	重要物資管理營團	重要物資管理營團	同	同	同	同	同	同

綿絲(縫絲及層絲を除く)	人造絹絲(縫絲、刺綿絲、手編絲及層絲を除く)	ステープルファイバ(手編絲及層絲を除く)	毛絲(手編絲及層絲を除く)
昭和十七年七月より昭和三十七年七月までの期間に於ける平均数量	昭和十七年七月より昭和三十七年七月までの期間に於ける平均数量	昭和十七年七月より昭和三十七年七月までの期間に於ける平均数量	昭和十七年七月より昭和三十七年七月までの期間に於ける平均数量
同右	同右	同右	同右
同右	同右	同右	同右
一〇封度	一〇封度	一〇封度	一〇封度
日本綿スフ織物株式製造	日本綿スフ織物株式製造	日本綿スフ織物株式製造	日本綿スフ織物株式製造

(二) 擔保權の取得を業とする者の制限數量

一五、超過量の譲渡價格は如何に定められて居りますか

曩にも述べたる如く商工大臣の指定事業者は其の指定期日に於て其の所有する指定物資の制限數量を超越する所謂超

過數量に對しては商工大臣の指定したる價格を以て商工大臣の指定したる十一月十五日迄に重要物資管理營團又は其の指定したる者に譲渡の申込を爲すことを要するものでありますが此の場合に於ける譲渡價格とは價格等統制令に於て契約し、支拂ひ又は受領することを得る價格なることに指定せられて居るのであります。

従つて公定價格あるものは㊦協定價格あるものは㊧九、一八價格に依るものは㊨等總て價格等統制令に於て定められたる範圍内に於ける價格なることに定められて居るのであります。

#### 一六、譲渡申込期日は何日ですか

事業者にして商工大臣の指定したるものは其の指定ありたる日（昭和十七年十月十五日）に於て其の所有する指定物資にして指定期日（昭和十七年十月十五日）に於て制限數量を超越する數量に相當するものに付き商工大臣の指定したる價格（價格等統制令に於て契約し支拂ひ又は受領することを得る價格）を以て商工大臣の指定したる期日迄（昭和十七年十一月十五日）に重要物資管理營團又は其の指定したる者（其の者の指定したる者を含む）に譲渡の申込を爲すべきことに定められて居るのであります。尤も特別の事情に依つて地方長官の許可を受けたる場合は此の限に在らざること勿論であります。

#### 一七、譲受機關は譲渡申込を受けたらどうするのですか

譲受機關〔重要物資管理營團又は同營團が指定したる者、其の者の指定したる者を含む〕は指定事業者の自己の所

有する指定物資の超過數量についての譲渡申込を受理したる場合には其の申込内容が正當にして完全なりと認めたる場合にはこの旨を遅滞なく通知するために譲渡申込請書を其の指定事業者に發送するのであります。竝に注意を要することは右の譲受機關の譲渡申込請書を本人に發送したことに依つて直に之が契約が成立することになることでもあります。従つて譲渡の申込を爲したる以後には如何なることがあつても其の指定物資を使用、質入又は他に譲渡する等の處分をなすことが出来ないのであります。

#### 一八、第三條但書に於ける特別の事情とは如何なる場合を指すのですか

本令第三條は彙にも述べたる如く商工大臣の指定事業者は其の指定期日に於て之が超過數量について指定價格を以て昭和十七年十一月十五日迄に譲受機關に譲渡申込を爲すべきことに定められて居るのであります。特別の事情に依つて地方長官の許可を受けたる場合には此の限に在らずと規定せられてあるのは例へば生産擴充工場等に於て右の制限數量にては作業に支障を來すが如き正當なる事情ある場合に限つて許可せられる筈であります。

#### 一九、譲受機關は指定事業者に對して強制的に引渡請求を爲すことが出来ますか

本令第四條に於て規定しあるところに依り明かなる如く指定物資の譲渡の申込を爲したる事業者は指定期日（昭和十七年十月十五日）に於て其の所有する指定物資にして指定期日（昭和十七年十月十五日）に於て制限數量を超越する數量に相當するものに於て重要物資管理營團又は其の指定したる者の請求に應じて遅滞なく其の引渡を爲すことを要

するのであります。

之を更に詳細に述べますれば事業者が譲渡の申込を爲し、譲受機関と契約が成立した場合には譲渡申込者は民法上一應は其のものの譲渡義務を負ふこととなります。茲に於て本令第四條に於てはこの點を特に一層強力にするために譲受機関から引渡の請求があつた場合には遅滞なく引渡すべき義務を課するため特に本令第四條に明記したものであります。

従つて右の指定物資を使用、消費又は第三者に譲渡するが如きことがあれば單に民法上の契約違反になるばかりではなく國家總動員法の違反となり十年以下の懲役又は五萬圓以下の罰金に處せられることになつて居ますから注意を要するのであります。

二〇、事業者以外の一般人は指定物資の譲受に對してどんな禁止又は制限が規定せられて居りますか

事業者以外の者即ち一般人は指定物資にして商工大臣が譲受禁止物資と定めたるもの（之を譲受禁止物資と稱す）を事業者から譲受たり又は指定物資にして商工大臣が譲受制限物資と定めたるもの（之を譲受制限物資と稱す）に付て譲受けることに依つて商工大臣の指定したる數量（之を所有制限量と稱す）を超えて所有するに至る場合には之を事業者から譲受けることを得ないのであります。尤も特別の事情に依つて地方長官の許可を受けたる場合は此の限に在らざること勿論であります。

要するに一般人は譲受禁止物資を事業者から譲受けることを禁止せられて居ると共に譲受制限物資については其の

所有制限量を超過する場合には事業者から之を譲受けることは出來ないのであります。曩に述べたる地方長官の許可は其の事情にして眞に止むを得ざる場合のみに限られること勿論であります。

一般人の譲受禁止物資、譲受制限物資及所有制限量は次の如く定められて居るのであります。

- 一、譲受禁止物資
  - 鉄 鐵
  - 製鋼用普通鉄 鑄物用普通鉄 再生鉄
  - 鑄 鐵 管
  - 特 殊 鋼
  - 鋼塊（鑄鋼ヲ含マス）
  - 半 製 品
  - 壓延鋼材
    - 炭素工具鋼、特殊工具鋼、高速度鋼、鑄鋼、ダイス鋼、バネ鋼、ニッケル鋼、ニッケルクロム鋼
    - クロム鋼、クロムモリブデン鋼、肌焼鋼、バルブ鋼、鑿岩機用タガネ（中空鋼）、不銹鋼、磁石鋼、軸受鋼、刃物鋼、マンガン鋼、其ノ他ノ壓延鋼材
  - 鍛 鋼 品
    - 炭素工具鋼、特殊工具鋼、高速度鋼、鑄鋼、ダイス鋼、バネ鋼、ニッケル鋼、ニッケルクロム鋼
    - クロムモリブデン鋼、肌焼鋼、窒化鋼、バルブ鋼、不銹鋼、磁石鋼、軸受鋼、刃物鋼、マンガン鋼
    - 其ノ他ノ特殊鋼



鑄鋼品 マンガン鋼、クロム鋼、ニッケルクロム鋼、不銹鋼、其ノ他

合金鐵

フェロマンガシシリコマンガスピゲルフェロシリコンフェロクロムフェロタンゲ

ステンフェロワナチウムフェロモリブデンフェロニッケルフェロチタンフェロホスホル

金屬タングステン

金屬モリブデン

金屬ニツケル

金屬コバルト

白金地金

ロチウム地金

タンニン

カリ鹽

鹽化リシウム

カーボンブラツク

カゼイン

ステツクラツク

カルナバ蠟

生酒石

ギルソナイト

二、讓受制限物資及所有限量

普通鋼

製鍊用鋼塊 一〇疋

鋼塊(鑄鋼ヲ含マズ) 一〇疋

半製品 鋼片(鍛造用鋼材ヲ含ム) 一〇疋、シートバー 一〇疋、ティンバー 一〇疋、スケルプ

一〇疋、其ノ他ノ半製品 一〇疋。

壓延鋼材 重軌條 一〇疋、大形繼目板 一〇疋、タイプレート 一〇疋、大形型鋼 一〇疋、

矢板 一〇疋、大形棒鋼 一〇疋、輕軌條 一〇疋、中形繼目板 一〇疋、中形型鋼

一〇疋、中形棒鋼 一〇疋、小形繼目板 一〇疋、小形型鋼 一〇疋、小形棒鋼 一〇疋

厚鋼板(縞鋼板、ユニバーサル平鋼及普通仕上鋼ヲ含ム) 一〇疋、薄鋼板(普通仕上鋼板ヲ含ミ

ブリキ原板ヲ含マズ) 一〇疋、ブリキ(帯ブリキ及ローモ板ヲ含ム) 一〇疋、硅素鋼板 一〇疋

高級仕上銅板 一〇疋、普通線材 一〇疋、特殊線材 一〇疋、鋼管 一〇疋、再製鋼管 一〇疋、外輪 一〇疋、帶鋼 一〇疋、サツシユバー 一〇疋、リムリングバー 一〇疋、其ノ他壓延鋼材 一〇疋。

亞鉛引鐵線

細番手 一〇疋、中番手 一〇疋、太番手 一〇疋。

鐵線

細番手 一〇疋、中番手 一〇疋、太番手 一〇疋。

亞鉛鍍鐵板

薄物 平板 一〇疋、浪板 一〇疋。

厚物 平板 一〇疋、浪板 一〇疋。

屑鐵

鉄屑 一〇疋、普通銅屑 一〇疋、特殊銅屑 一〇疋。

銅地金 一〇〇瓦

鉛地金 一〇〇瓦

亞鉛地金 一〇〇瓦

アンチモン地金 一〇〇瓦

アドミウム地金 一〇〇瓦

水銀 一〇〇瓦

銅又ハ銅合金ノ板 一疋

銅又ハ銅合金ノ管 一疋

銅又ハ銅合金ノ棒 一疋

銅又ハ銅合金ノ條 一疋

銅又ハ銅合金ノ線(電線ヲ除ク) 一疋

電線(鐵線ヲ除ク) 一疋

裸線 裸銅線 一疋、裸アルミニウム線 一疋、其ノ他ノ裸線 一疋。

絶緣電線 被覆線 一疋、紙絶緣ケーブル 一疋。

鉛管 一疋

鉛板 一疋

亞鉛板 一疋

故銅 五疋

- 故 鉛 五疋
- 故 亞鉛 五疋
- アルミニウム地金 一疋
- マグネシウム地金 一疋
- 雲 母 一〇瓦
- 綿絲(縫絲及屑絲ヲ除ク) 一〇封度
- 人造絹絲(縫絲、刺繡絲、手編絲及屑絲ヲ除ク) 一〇封度
- ステープルファイバー絲(手編絲及屑絲ヲ除ク) 一〇封度
- 毛絲(手編絲及屑絲ヲ除ク) 一〇封度
- 硼 砂 一疋
- 硼 酸 五〇〇瓦
- ブロム加里 二五瓦
- グリセリン 五〇〇瓦
- セラツク 五〇〇瓦
- ダンマルゴム 五〇〇瓦

- コーバルゴム 五〇〇瓦
- アラビヤゴム 一斤

二一、事業者は一般人に對して讓受禁止物資の讓渡に關してどんな禁止又は制限が規定せられて居りますか

事業者は事業者以外の者の所謂一般人に對して讓受禁止物資を讓渡し、又は讓受制限物資に付て讓渡に依つて一般人の所有する數量が其の所有制限量を超える場合には之を讓渡することを得ないことに定められて居るのであります。尤も特別の事情に依つて地方長官の許可を受けたる場合は此の限に在らざること勿論であります。

右の場合に問題となることは事業者は一般人に對して讓受禁止物資を讓渡することは本令に依る違反になることは勿論であります。讓受制限物資の讓渡に際してはたして其の讓受者が其の所有する數量が其の所有制限量を超えて居るかどうかわからない場合にはどうなるか、即ち事業者は其の讓受者が所有制限量を超えて居るかどうかを認定する義務があるかどうかといふ問題であります。

之は法文上に於ては事業者は右の制限量を超えて讓渡することが出来ないとして規定せられて居る以上讓受者が所有制限量を超えて居るかどうかを認知して之を讓渡することを要するものと解すべきであります。

實際上に於ては斯かる認定は容易ならざることであると共に殆んど不可能に等しいこととあります。従つて若し斯かる事實が餘り著しくなれば當局に於ては事業者の賣渡先に對して報告を徴するとか又は臨檢検査を爲す等の方法を

請することとなるのであります。

實際上若し斯かることが明となれば譲渡者も譲受者も双方國家總動員法の罰則（十年以下の懲役又は五萬圓以下の罰金）を受けることになるわけでありませう。

要は譲受ける者も譲渡す者も本令に對する協力を要すること勿論であります。

### 二二、一般人は何日までに譲受禁止物資又は譲渡制限物資の超過量譲受に對する申込をすればよいのですか

本令第七條に依れば事業者以外の一般人にして譲受禁止物資の指定ありたる際又は譲受制限物資に付て所有制限量の指定若し變更ありたる際に現に譲受禁止物資を所有し又は譲受制限物資を所有制限量を超えて所有するものは、譲受禁止物資の指定ありたる際に現に所有する譲受禁止物資に付て又は所有制限量の指定若し變更ありたる際に現に所有する譲受制限物資にして當該指定若し變更の際に所有制限量を超える數量に相當するものに付て譲受禁止物資の指定又は所有制限量の指定若し變更ありたる後一月内に商工大臣の指定したる價格を以て重要物資管理營團又は其の指定したる者に譲渡の申込を爲すべきことに定められて居るのであります。尤も特別の事情に依つて地方長官の許可を受けたる場合は此の限に在らざること勿論であります。

要するに本令第七條は一般人が十月十五日現在に於て譲受禁止物資を所有する場合には其の全量を、又譲受制限物資を制限數量を超えて有する場合には其の超過分量を十一月十五日までに商工大臣の指定する價格（價格等統制令に

於て契約し、支拂又は受領することを得る價格）で以て必ず譲受機關に譲渡の申込を爲さなければならぬのであります。

譲受機關は右の譲渡申込を受理したる場合には其の申込内容を審査し、申込内容が正當にして完全なりと認めたる場合には直に譲渡申込請書を本人に發し之に依つて契約は成立することとなるのであります。

従つて譲渡申込を爲したる以後に於て其の物を使用又は第三者に譲渡する等の處分が出来ないわけでありまして若し之に違反すれば國家總動員法に基いて罰則せられること勿論であります。右の契約が成立した場合には申込者は譲渡義務を負ふこととなりますので譲受機關から之が引渡請求があつた場合には遅滞なく引渡すべき義務を有するわけでありませう。之を拒むが如きことがあれば國家總動員法第三十一條の二に依つて罰せられることになるわけでありませう。

之が罰則は十年以下の懲役又は五萬圓以下の罰金刑が課せられることになつて居りますから注意を要するのであります。

### 二三、譲渡の申込を要せざる者はどう指定せられて居りますか

事業者は所有制限量を超える餘剰在庫量に付ては總て譲受機關に譲渡の申込を要するのでありますが左記の事業者は一應除外されて居るのであります。

(イ) 事業者にして在庫申告を除外された團體

(ロ) 既に大半の供出を完了し又は完了すべく準備中の者例へば鐵鋼統制會會員、金屬工業統制會會員並に石炭統制會、鑛山統制會、造船統制會、鐵道軌道統制會の會員及會員たる團體を組織する者、但し當該統制會の統制を受く可き事業に關する部分に限る

(ハ) 電氣事業者

(ニ) 貿易統制令施行規則の規定に依る輸出調整機關

(ホ) 綿糸(縫糸及屑糸を除く)人造絹糸(縫糸、刺繡糸、手編糸を除く)ス・フ糸(手編糸及屑糸を除く)毛絲(手編糸及屑糸を除く)に就ては之等の生産を業とする者

更に左記の物資も亦讓渡申込から除外されて居るのであります。

(イ) 軍より支給せられたる材料又は軍の配給證明書により取得したる材料及之等を原料若は材料として製造したるもの

(ロ) 貿易統制令施行規則第十條の規定に依り其の輸出に付商工大臣の許可を受けたる物品又は同則第十條の二第一項但書の規定に依り其の輸出に付商工大臣の承認を受けたる物品

(ハ) 貿易統制令施行規則第十條の二の規定に依り輸出調整機關より買受けたる物品又は輸出調整機關より輸出の承認を受けたる物品

(ニ) 輸出品用原材料配給統制規則第一條の規定に依る配給機關の所有する指定輸出品用原材料又は配給機關の指

定したる者より買受けたる指定輸出品用原材料

(ホ) 新設及増設の工事中の工場、事業場其の他の工事の建設用資材

#### 二四、讓渡申込についてどんな注意を要しますか

事業者が讓渡申込について注意を要すべき事項は大體次の如く指示せられて居ります。

(イ) 讓渡申込を要する物資名は指定せられたるものに限ること

(ロ) 讓渡の申込を爲すべき數量の制限數量を越ゆる數量は全部讓渡すること

(ハ) 讓渡申込先は指定の讓受機關なること

(ニ) 讓渡価格は價格等統制令第二條、第三條、第六條及第七條による價格並に第二條但書及第七條但書の許可による價格(所謂適法價格)なること

但し規格外品、輸出滞荷品及疵物、粗悪品、流行運品其他之に類するものに付いては商工大臣又は地方長官の指定したる評價委員會の査定したる價格に依ること

(ホ) 讓渡申込期日は昭和十七年十一月十五日迄なること

(ヘ) 讓渡申込書は讓受機關に備付けてあること、最寄の讓受機關へ申出づること

(ト) 讓渡申込受理は讓受機關は讓渡申込書を受理した場合、正當にして完全と認めたらば讓渡申込請書を本人に發送し之によつて契約は成立すること

但し若し申込内容が不當又は不完全なる場合は返却或は照會すべくその期日中は譲渡の申込を爲したものは認められざること

二五、指定物資の受渡はどう行はれますか

譲受機關は品質、價格等査定が必要あるものは成るべく敏速に査定委員會にかけ決定次第此等の必要なものは遅滞なく引渡の請求を致すことになつて居りますから右の引渡請求を受けたときには譲渡申込者は遅滞なくその物の引渡を爲さねばならないのであります。

受渡方法及場所は一應現場に保管を依頼する物と、譲受機關指定の倉庫又は置場迄譲渡人に運送及倉入等の手續を依頼する物とがあるのであります。その物品の品質數量等によつて譲受機關から指示せられることになつて居るのであります。

尙ほ譲渡人の自家倉庫に在庫せる物品にして其まゝ引續き保管を依頼する物品は譲渡人又は保管人と保管契約を結び善良なる管理人の注意を以て其物品の保管を請求されることでもあります。此の場合には相當なる保管料を支拂ふことになつて居るのであります。

而して譲受機關から右の保管の請求ありたる場合には正當なる理由がなくして拒むことは出來ないのであります。營業倉庫に保管中又は營業倉庫へ倉入する物品は原則として倉庫證券及附屬書類（品位證明書、検査證斤量表等）の接受を以て物品の受渡完了と見做されるのであります。

一應現場に保管を依頼する物は勿論、營業倉庫保管中の物品と雖も検品、檢量が必要と認められた場合には重要物資管理營團指定の鑑定人又は檢量人をして検査せしめ之が報告を徴することになつて居ります。

亦買入價格に算入せられてゐない運送及倉入に要する費用は譲受機關に於て負擔すると共に代金決済については原則として荷物引換現金拂であります。手續上若干の遅延は免れないのであります。出來る丈け迅速に處理し、受渡完了後なるべく數日間の中に支拂ふ豫定であります。

茲に注意を要することは當局に於ては供出確保の方法として各道府縣に設置された「在庫活用委員會」並に「特別推進班」は随時に工場、倉庫、事業場等につき在庫検査なさしめることになつて居りますから従つて基準在庫數量の算定、餘剩數量、譲渡申込數量等正確を期して頂くことは特に肝要であります。

二六、重要物資管理營團はどこに在るのですか

重要物資管理營團の本部、支所、連絡員の所在地及管轄區域は大體次の如くになつて居るのであります。

東京本部管轄

道府縣	氏名	住	所	電話
東京府	營團本部	東京市神田區淡路町二ノ七	重要物資管理營團	神田五二〇一―六
北海道	北村省三	札幌市北五條西五ノ二	三井物産札幌出張員	札幌 六四五

青森縣	濱	幸藏	青森市安方町一四五	三井物產青森駐在員
秋田縣	館山	與一	秋田市大町三丁目	秋田商工會議所理事
山形縣	垂石	勝芳	山形市旅籠町	山形商工會議所主事
福島縣	紺野	繁雄	福島市本町	福島商工會議所書記
宮城縣	杉野	滋	仙臺市東二番町八六	三井物產仙臺出張員
岩手縣	坂田	藤五郎	盛岡市東中野第一地割	三井物產盛岡駐在員
群馬縣	悴田	寅壽	前橋市本町	前橋商工會議所主事
栃木縣	小川	光夫	宇都宮市旭町一丁目	宇都宮商工會議所書記
茨城縣	鈴木	重人	水戸市	茨城縣廳經濟部技手
千葉縣	久米	惟一	千葉市長洲町	千葉商工會議所書記
埼玉縣	梶山	富二	浦和市高砂町	浦和商工會議所主事
新潟縣	田中	茂	新潟市秣川岸通二ノ二三六七	三井物產新潟出張所員
山梨縣	高野	壽太郎	甲府市柳町	甲府商工會議所主事
神奈川縣	杉山	敏	橫濱市中區本町四ノ四三	三菱商事橫濱支店

名古屋支所管轄

青森	三〇八五
秋田	二二五
山形	四六一
福島	九三五
仙臺	二五二
盛岡	八九一
前橋	四二八一
宇都宮	二二五五
水戸	一四五五
千葉	一五三四
浦和	二〇九七
新潟	一二八六
甲府	二五五四
本局	二四三一

愛知縣	〔營〕	〔名〕	〔古〕	〔屋〕	〔支〕	〔所〕	〔圖〕	名古屋市西區御幸本町一ノ一	愛知縣商工館內
岐阜縣	岩本	藤吉	岐阜市美江寺町	岐阜商工會議所理事				清水市港町	三井物產清水出張員
靜岡縣	川崎	倉生	長野市綠町	長野商工會議所書記				富山市總曲輪	富山商工會議所理事
長野縣	栗屋	重明	富山市西町	三井物產金澤出張所				福井市佐久良上町	三井物產福井出張員
富山縣	富川	保太郎	四日市市鹽濱町	三菱商事四日市出張員					
石川縣	大橋	健一							
福井縣	安田	良樹							
三重縣	藤田	唯次							
大阪支所管轄									
大阪府	〔營〕	〔大〕	〔阪〕	〔支〕	〔所〕	〔圖〕	大阪市西區江戶堀下通五ノ九		
奈良縣	竹内	秀雄	京都市中區烏丸通二條上ル	三井物產京都出張員			三井物產京都出張員		
京都府	岡田	保太郎	大津市橋本町	大津商工會議所理事					
滋賀縣	山田	正春	神戶市神戶區海岸通三	三井物產神戶支店					
兵庫縣	櫻庭	久吉	和歌山市六番丁八	三井物產和歌山出張員					
和歌山縣	荒井	晴治	岡山市桶屋町一一六	三井物產岡山出張所					
岡山縣									

本局	四八二二
岐阜	一六〇〇
清水	一七四五
長野	二三七二
富山	四一六二
金澤	一七四五
福井	三三四
四日市	四四五
土佐堀	一九六
上	四一八〇
三宮	一〇七
和歌山	四五三
岡山	六六五

中 六五五四

廣島縣 山田市 郎 廣島市八丁堀六三 三菱商事廣島出張員  
 島根縣 多々納 吉二郎 松江市天神町 株式會社藤原忠太郎商店專務取締役  
 鳥取縣  
 德島縣 加古 熊八 德島市船場町 德島商工會議所書記  
 香川縣 四宮 繁太郎 高松市壽町 高松商工會議所主事  
 愛媛縣 篠崎 傳 松山市一番町 松山商工會議所理事  
 高知縣 宮崎 三郎 高知市中島町 高知商工會議所書記

福岡支所管轄

福岡縣 營團福岡支所 福岡市下山町十二 西 一一三一  
 佐賀縣 同 右 同 右  
 長崎縣 朝日奈 靜雄 長崎市小會根町二一ノ二 三菱商事長崎出張所 長崎 四五  
 熊本縣 河瀬 亥熊 熊本市横紺屋町一〇 熊本商工會議所事業課長主事 熊本 一三  
 鹿兒島縣  
 宮崎縣 田中 鐵雄 宮崎市橋通 宮崎商工會議所主事 宮崎 五六一  
 大分縣

沖繩縣 渡邊 進 那霸市西本町五ノ一 三井物産那霸駐在員 那霸 一七二  
 山口縣 田中 信一 山口縣小郡町下郷田中仁兵衛商店 小郡 四七

二七、讓受機關はどう定められて居りますか

讓受機關は大體次の如く指定せられて居ります。(参照 四一頁以下四九頁)

二八、本令に違反すればどう罰せられますか

本令は物資統制令に依る發動でありますから之が罰則は物資統制令の基準法令たる國家總動員法第八條の違反となるのであります。従つて國家總動員法第三十一條の二第一號に該當し十年以下の懲役又は五萬圓以下の罰金に處せられるのであります。而して右の罪を犯したる者には情狀に因り懲役及罰金を併科されるのであります。

亦法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が其の法人又は業務に關して上記の違反行為を爲したるときには行為者を罰するの外其の法人又は人に對しても罰金刑又は科料刑を課することになつて居るのであります。

尙ほ國家總動員法第三十一條の規定に依る當該官吏の検査を拒み、妨げ又は忌避したる者は六月以下の懲役又は五百圓以下の罰金に處せられるのであります。又同じく第三十一條の規定に依る報告を怠り又は虚偽の報告を爲したる者は千圓以下の罰金に處せられることになつて居りますから注意を要するのであります。



二九、本令は何日から施行せられるのですか

本令は公布の日から之を施行することになつて居りますから昭和十七年十月十五日から即日施行せられることにな  
るわけでありませう。

(参考)

統制物資ノ讓渡制限令ニ依ル關係法規

一、統制物資ノ讓渡制限等ニ關スル件

(昭和十七年十月十五日  
商工省令第六十四號)

第一條 國民經濟ノ運行ヲ確保スル爲必要ナル統制物資ニシテ  
商工大臣ノ指定シタルモノ(以下指定物資ト稱ス)ハ他ノ法  
令ニ拘ラズ本令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ讓渡スルコトヲ得

第二條 本令ニ於テ事業者トハ指定物資ノ生産(加工ヲ含ム)若  
ハ修理ヲ業トスル者、販賣其ノ他賣渡ヲ業トスル者、輸出業  
者及輸入業者、業務用ノ原料若ハ材料トシテ又ハ業務用ノ設  
備ノ新設、増設若ハ修理ノ爲指定物資ノ使用又ハ消費ヲ爲ス  
者、指定物資ニ關シ擔保權ノ取得ヲ業トスル者並ニ商工大臣  
ノ指定シタル者ヲ謂フ

第三條 事業者ニシテ商工大臣ノ指定シタルモノハ其ノ指定ア  
リタル日(以下指定期日ト稱ス)ニ於テ其ノ所有スル指定物資

ニシテ指定期日ニ於テ制限數量ヲ超ユル數量ニ相當スルモノ  
ニ付商工大臣ノ指定シタル價格ヲ以テ商工大臣ノ指定シタル  
期日迄ニ重要物資管理營團又ハ其ノ指定シタル者(其ノ者ノ  
指定シタル者ヲ含ム以下同シ)ニ讓渡ノ申込ヲ爲スベシ但シ  
特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ  
在ラズ

前項ノ制限數量ハ商工大臣之ヲ指定ス

第四條 前條ノ規定ニ依リ指定物資ノ讓渡ノ申込ヲ爲シタル事  
業者ハ指定期日ニ於テ其ノ所有スル指定物資ニシテ指定期日  
ニ於テ制限數量ヲ超ユル數量ニ相當スルモノニ付重要物資管  
理營團又ハ其ノ指定シタル者ノ請求ニ應ジ遲滞ナク其ノ引渡  
ヲ爲スベシ

第五條 事業者以外ノ者ハ指定物資ニシテ商工大臣ガ讓受禁止  
物資ト定メタルモノ(以下讓受禁止物資ト稱ス)ヲ事業者ヨリ

譲受ク又ハ指定物資ニシテ商工大臣ガ譲受制限物資ト定メタルモノ(以下譲受制限物資ト稱ス)ニ付譲受ニ依リ商工大臣ノ指定シタル數量(以下所有制限量ト稱ス)ヲ超エテ所有スルニ至ル場合ハ之ヲ事業者ヨリ譲受ケルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第六條 事業者ハ事業者以外ノ者ニ對シ譲受禁止物資ヲ譲渡シ又ハ譲受制限物資ニ付譲渡ニ依リ事業者以外ノ者ノ所有スル數量ガ所有制限量ヲ超ユル場合ハ之ヲ譲渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第七條 事業者以外ノ者ニシテ譲受禁止物資ノ指定アリタル際又ハ譲受制限物資ニ付所有制限量ノ指定若ハ變更アリタル際現ニ譲受禁止物資ヲ所有シ又ハ譲受制限物資ヲ所有制限量ヲ超エテ所有スルモノハ譲受禁止物資ノ指定アリタル際現ニ所有スル譲受禁止物資ニ付又ハ所有制限量ノ指定若ハ變更アリタル際現ニ所有スル譲受制限物資ニシテ當該指定若ハ變更ノ際所有制限量ヲ超ユル數量ニ相當スルモノニ付譲受禁止物資ノ指定又ハ所有制限量ノ指定若ハ變更アリタル後一月内ニ商

工大臣ノ指定シタル價格ヲ以テ重要物資管理營團又ハ其ノ指定シタル者ニ譲渡ノ申込ヲ爲スベシ但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

二、統制物資ノ譲渡制限等ニ關スル件第一條ノ規定ニ依ル統制物資指定ノ件

(昭和十七年十月十五日) 商工省告示第一一九號

統制物資ノ譲渡制限等ニ關スル件第一條ノ規定ニ依リ統制物資左ノ通指定ス

左ニ掲グル物資但シ備考第一號乃至第五號ニ掲グルモノヲ除ク

普通鋼

製鍊用鋼塊

鋼塊(鑄鋼ヲ含マズ)

牛製品

鋼片(鍛造用鋼片ヲ含ム)、シートバー、ティンバー、

スケルプ、其ノ他ノ牛製品

壓延鋼材

厚 物

平板、浪板

層 鐵

鉄 層

普通鋼層

特殊鋼層

銅 地 金

銅 地 金

鉛 地 金

亞鉛地金

アンチモン地金

カドミウム地金

水 銀

銅又ハ銅合金ノ板

銅又ハ銅合金ノ管

銅又ハ銅合金ノ棒

銅又ハ銅合金ノ條

銅又ハ銅合金ノ線(電線ヲ除ク)

電線(鐵線ヲ除ク)

重軌條、大形鐵目板、タイプレート、大形型鋼、矢板、大形棒鋼、輕軌條、中形鐵目板、中形型鋼、中形棒鋼、小形鐵目板、小形型鋼、小形棒鋼、厚鋼板(鑄鋼板、ユニバーサル平鋼及普通仕上鋼板ヲ含ム)、薄鋼板(普通仕上鋼板ヲ含ミアルキ原板ヲ含マズ)、ブリキ(帶ブリキ及ローモ板ヲ含ム)、珪素鋼板、高級仕上鋼板、普通線材、特殊線材、鋼管、再製鋼管、外輪、帶鋼、サッシュユバー、リムリングバー、其ノ他ノ壓延鋼材

亞鉛引鐵線

細 番 手

中 番 手

太 番 手

鐵 線

細 番 手

中 番 手

太 番 手

亞鉛鍍鐵板

薄 物

平板、浪板

裸鋼線、裸アルミニウム線、其ノ他ノ裸線  
絶縁電線

被覆線、紙絶縁ケーブル

鉛管

鉛板

亞鉛板

故銅

故鉛

故亞鉛

アルミニウム地金

マグネシウム地金

雲母

綿絲(縫絲及屑絲ヲ除ク)

人造絹絲(縫絲、刺繡絲、手編絲及屑絲ヲ除ク)

ステールアルファイバー絲(手編絲及屑絲ヲ除ク)

毛絲(手編絲及屑絲ヲ除ク)

礫砂

礫酸

ブロム加里

グリセリン

セラツク

ダンマルゴム

コーバルゴム

アラビヤゴム

銃鏡

製鋼用普通銃

鑄物用普通銃

再生銃

鑄鐵管

特殊鋼

鋼塊(鑄鋼ヲ含マズ)

牛製品

壓延鋼材

炭素工具鋼、特殊工具鋼、高速度鋼、鍍鋼、ダイス鋼、  
パネ鋼、ニツケル鋼、ニツケルクローム鋼、クロム鋼、  
クロムモリアテン鋼、肌焼鋼、窒化鋼、バルブ鋼、鑿岩  
機用タガネ(中空鋼)、不銹鋼、磁石鋼、軸受鋼、双物鋼  
マンガン鋼、其ノ他ノ壓延鋼材

鍛鋼品

炭素工具鋼、特殊工具鋼、高速度鋼、鍍鋼、ダイス鋼、

パネ鋼、ニツケル鋼、ニツケルクローム鋼、クロムモリ

アテン鋼、肌焼鋼、窒化鋼、バルブ鋼、不銹鋼、磁石鋼

軸受鋼、双物鋼、マンガン鋼、其ノ他ノ特殊鋼

鑄鋼品

マンガン鋼、クロム鋼、ニツケルクロム系鋼、不銹鋼、

其ノ他

合金鐵

フェロマンガ

シリコマンガ

スピゲル

フェロシリコン

フェロクロン

フェロタンガス

フェロリナジウム

フェロモリアテン

フェロニツケル

フェロチタン

フェロホスホル

金屬タンガス

金屬モリアテン

金屬ニツケル

金屬コバルト

白金地金

ロザウム地金

タニニン

カリ鹽

鹽化リシエウム

カーボンブラツグ

カゼイン

ステツケラツク

カルナバ蠟

生酒石

ギルソナイト

備考

(一) 貿易統制令施行規則第十條ノ規定ニ依リ其ノ輸出ニ付  
商工大臣ノ許可ヲ受ケタル物品又ハ同則第十條ノ二第一項

但書ノ規定ニ依リ其ノ輸出ニ付商工大臣ノ承認ヲ受ケタル物品

- (二) 貿易統制令施行規則第十條ノ二ノ輸出調整機關ヨリ買受ケ又ハ輸出ノ承認ヲ受ケタル物品
- (三) 輸出品用原材料配給統制規則第一條ノ配給機關又ハ其ノ指定シタル者ヨリ買受ケタル指定輸出品用原材料
- (四) 工事中ノ工事ノ建設用資材
- (五) 軍ヨリ支給セラレ若ハ軍ノ配給證明書ニ依リ取得シタル材料又ハ之等ヲ原料若ハ材料トシテ製造シタル物

三、統制物資ノ讓渡制限等ニ關スル件第三條ノ規定ニ依ル事業者、價格、讓渡申込期日及制限數量指定ノ件

(昭和十七年十月十五日)  
商工省告示第一二二〇號

統制物資ノ讓渡制限等ニ關スル件第三條ノ規定ニ依リ事業者、價格、讓渡申込期日及制限數量左ノ通指定ス

- 一、事業者 指定物資ノ生産(加工ヲ含ム)若ハ修理ヲ業トスル者、販賣其ノ他讓渡ヲ業トスル者、輸出業者及輸入業者、業務用ノ原料若ハ材料トシテ又ハ業務用ノ設備ノ新設、増設若

ハ修理ノ爲指定物資ノ使用又ハ消費ヲ爲ス者竝ニ擔保權ノ取得ヲ業トスル者但シ左ノ各號ニ掲グル者ヲ除ク

- (一) 金屬工業統制會又ハ鐵鋼統制會ノ會員竝ニ左ニ掲グル統制會ノ會員及會員タル團體ヲ組織スル者
  - 石炭統制會
  - 鐵山統制會
  - 造船統制會
  - 鐵道軌道統制會
- (二) 電氣事業者
- (三) 貿易統制令施行規則第十條ノ二ノ輸出調整機關
- (四) 輸出品用原材料配給統制規則第一條ノ配給機關
- (五) 左ニ掲グル會社又ハ團體
  - 鐵鋼販賣統制株式會社
  - 亞鉛鐵板統制株式會社
  - 鐵鋼原料統制株式會社
  - 日本線材製品統制株式會社
  - 金屬回收統制株式會社
  - 日本鑄鐵管統制株式會社
  - 特殊鋼販賣統制株式會社

日本金屬配給株式會社

日本貴金屬統制株式會社

壓延金屬配給株式會社

電線配給株式會社

日本鑄管鉛板工業組合

帝國輕金屬統制株式會社

日本綿ス・ス織物製造株式會社

日本タタル製造統制株式會社

日本綿漁網製造株式會社

日本縫絲製造配給株式會社

日本綿絲ス・フ絲商業組合

日本人造絹絲商業組合

日本絹人絹織物配給統制株式會社

日本人造絹織物工業組合聯合會

日本毛絲元賣卸商業組合

硬化油グリセリン統制株式會社

日本タンニン商事株式會社

日本皮革工業組合聯合會

日本カリ鹽販賣株式會社

日本カセイソル統制株式會社

日本貿易振興株式會社

- (六) 綿絲(縫絲及屑絲ヲ除ク)、人造絹絲(縫絲、刺繡絲、手編絲及屑絲ヲ除ク)、ステープルファイバール絲(手編絲及屑絲ヲ除ク)又ハ毛絲(手編絲及屑絲ヲ除ク)ノ生産ヲ業トスル者

- 二、價格 價格等統制令ニ於テ契約シ、支拂ヒ又ハ受領スルコトヲ得ル價格

- 三、讓渡申込期日 昭和十七年十一月十五日

- 四、制限數量

- (一) 擔保權ノ取得ヲ業トスル者以外ノ事業者ノ制限數量



層  
特普銃  
殊通  
鋼鋼  
層層層

金屬ニツケル

金屬モリアブデン  
金屬コバルト

電線(鐵線ヲ除ク)  
裸銅線  
其ノ他ノ裸線  
絶緣電線  
紙被覆電線  
絶緣線  
紙被覆線

昭和十七年四月一  
日ヨリ昭和十七年  
七月三十一日ニ至  
ル期間ニ於ケル平  
均數量ノ平均數量

同右

(イ)金屬回收統制株式會社が指  
定テハ昭和十七年一月一日ヨ  
リ昭和十七年六月三十日ニ至  
ル期間ニ於ケル平均數量ノ平  
均數量ノ四倍ニ相當スル數量  
(ロ) (イ)及(ハ)ニ掲グル者以  
外ノ者ニ付テハ(イ)ニ掲グル  
數量ノ二分ノ一ニ相當スル  
(ハ)業務ニ伴ヒ發生スル層鐵ノ  
販賣ヲ爲ス者ニ付テハ零

昭和十七年一月一日ヨリ昭和十  
七年六月三十日ニ至ル期間ニ於  
ケル配給割當量ノ平均數量

配給先確定數量並ニ電線配給  
式會社ヨリ小口用トシテ配給  
受ケタル數量

昭和十七年一月一日ヨリ昭和十  
七年六月三十日ニ至ル期間ニ於  
ケル配給割當量ノ平均數量ノ三  
倍ニ相當スル數量

昭和十七年一月一日ヨリ昭和十  
七年六月三十日ニ至ル期間ニ於  
ケル配給割當量ノ平均數量ノ三  
倍ニ相當スル數量

八〇

銅銅銅銅銅  
又又又又又  
ハハハハハ  
銅銅銅銅銅  
合合合合合  
金金金金金  
ノノノノノ  
線線線線線  
(電線ヲ除ク)

銅地金  
鉛地金  
亞鉛地金  
アンチモン地金  
カドミウム地金  
水銀

白金地金  
ロザウム地金

鉛鉛  
板管

アルミニウム地金  
マグネシウム地金

同右

昭和十七年四月一  
日ヨリ昭和十七年  
七月三十一日ニ至  
ル期間ニ於ケル平  
均數量ノ平均數量

配給先確定數量並ニ壓延金屬配  
給株式會社ヨリ小口用トシテ配  
給受ケタル數量

配給先確定數量並ニ昭和十七年  
一月一日ヨリ昭和十七年六月  
三十日ニ至ル期間ニ於ケル販賣  
量ノ平均數量ノ二倍ニ相當スル  
數量

配給先確定數量

配給先確定數量並ニ日本鉛管配  
給工業組合ヨリ小口用トシテ配  
給受ケタル數量

日ニ至ル期間ニ於ケル配給割當  
量ニ相當スル數量

同右

昭和十七年一月一日ヨリ昭和十  
七年六月三十日ニ至ル期間ニ於  
ケル配給割當量ノ平均數量ノ三  
倍ニ相當スル數量

同右

昭和十七年一月一日ヨリ昭和十  
七年六月三十日ニ至ル期間ニ於  
ケル配給割當量ノ平均數量ノ三  
倍ニ相當スル數量

八一



綿絲（縫絲及屑絲ヲ除ク）

人造絹絲（縫絲、刺繡絲、手編絲及屑絲ヲ除ク）

ステールファイバース（手編絲及屑絲ヲ除ク）

毛絲（手編絲及屑絲ヲ除ク）

(一) 擔保權ノ取得ヲ業トスル者ノ制限數量等  
備考

(一) 同一ノ指定物資ニ付生産ヲ業トスル者、輸入業者、販賣其ノ他賣渡ヲ業トスル者又ハ指定物資ヲ業務用ノ原料若ハ材料トシテ又ハ業務用ノ設備ノ新設、増設若ハ修理ノ爲使用又ハ消費ヲ爲ス者ヲ兼ヌル者ニ在リテハ當該指定物資ノ制限數量ハ生産ヲ業トスル者、輸入業者、販賣其ノ他賣渡ヲ業トスル者又ハ指定物資ヲ業務用ノ原料若ハ材料トシテ又ハ業務用ノ設備ノ新設、増設若ハ修理ノ爲使用又ハ消費ヲ爲ス者ノ制限數量ヲ合算シタル數量ノ何レカ大ナル制限數量トス

(二) 本表中配給先確定數量トハ當該物資ニ關スル主務官廳

配給先確定數量並ニ前年同月ノ取扱實績數量

絲配給統制規則ニ依ル割當數量（保有數量ヲ含ム）

同右

同右

同右

同右

同右

同右

配給統制機關又ハ需要者統制團體ヨリ割當又ハ承認ヲ受ケタルモノニシテ需要者（現實ニ當該物資ノ使用又ハ消費ヲ爲ス者）ノ確定セルモノヲ謂フモノトス

(三) 業務ニ伴ヒ發生スル屑鐵、故銅等ヲ販賣スルモノハ本表中「販賣其ノ他賣渡ヲ業トスル者」ニ含マルルモノトス

(四) 「一」ハ「零」ヲ示スモノトス

(五) 制限數量ハ事業場毎ニ算定スルモノトス

四、統制物資ノ讓渡制限等ニ關スル件第五條ノ規定ニ依ル讓渡禁止物資、讓受制限物資及所有制限指定ノ件

（昭和十七年十月十五日）  
（商工省告示第一二二一號）

統制物資ノ讓渡制限等ニ關スル件第五條ノ規定ニ依リ讓受禁止物資、讓受制限物資及所有制限量左ノ通指定ス

一、讓受禁止物資

銑 鐵

製鋼用普通銑

鑄物用普通銑

再生 銑

鑄 鐵 管

特 殊 鋼

鋼塊（鑄鋼ヲ含マズ）

半 製 品

壓延鋼材

炭素工具鋼、特殊工具鋼、高速度鋼、鎢鋼、ダイス鋼、

パネ鋼、ニッケル鋼、ニッケルクロム鋼、クロム鋼、ク

ロムモリブデン鋼、肌撓鋼、バルブ鋼、鑿岩機用タガネ

（中空鋼）、不銹鋼、磁石鋼、軸受鋼、刃物鋼、マンガ

鋼、其ノ他ノ壓延鋼材

鍛 鋼 品

炭素工具鋼、特殊工具鋼、高速度鋼、鎢鋼、ダイス鋼、

パネ鋼、ニッケル鋼、ニッケルクロム鋼、クロムモリブデン鋼、肌撓鋼、窒化鋼、バルブ鋼、不銹鋼、磁石鋼、軸受鋼、刃物鋼、マンガ鋼、其ノ他ノ特殊鋼

鑄 鋼 品

マンガ鋼、クロム鋼、ニッケルクロム鋼、不銹鋼、其ノ他

合 金 鐵

フエロマンガ シリコマンガ スピーゲル

フエロシリコ ン フエロクロム フエロタングステ

ン フエロバナヂウム フエロモリブデン フエロ

ニッケル フエロチタン フエロホスホル

金屬タングステン

金屬モリブデン

金屬ニッケル

金屬コバルト

白金地金

ロヂウム地金

タンニン

カリ 鹽



鹽化リシウム	一〇斤
カーボンブラツク	一〇斤
カゼイン	一〇斤
ステツクラツク	一〇斤
カルナバ蠟	一〇斤
生酒石	一〇斤
ギルソナイト	一〇斤
二、護渡制限物資及所有制限量	
普通鋼	一〇斤
製錬用鋼塊	一〇斤
鋼塊(鑄鋼ヲ含マズ)	一〇斤
半製品	一〇斤
鋼片(鍛造用鋼材ヲ含ム)	一〇斤
シートバー	一〇斤
ティンバー	一〇斤
スケルプ	一〇斤
其ノ他ノ半製品	一〇斤
壓延鋼材	一〇斤
重軌條	一〇斤

大形織目板	一〇斤
タイプレート	一〇斤
大形型鋼	一〇斤
矢板	一〇斤
大形棒鋼	一〇斤
輕軌條	一〇斤
中形織目板	一〇斤
中形型鋼	一〇斤
中形棒鋼	一〇斤
小形織目板	一〇斤
小形型鋼	一〇斤
小形棒鋼	一〇斤
厚鋼板(鑄鋼板、ユニバーサル平鋼及普通仕上鋼ヲ含ム)	一〇斤
薄鋼板(普通仕上鋼板ヲ含ミブリキ原板ヲ含マズ)	一〇斤
ブリキ(帶ブリキ及ローモ板ヲ含ム)	一〇斤
硅素鋼板	一〇斤
高級仕上鋼板	一〇斤

普通線材	一〇斤
特殊線材	一〇斤
鋼管	一〇斤
再製鋼管	一〇斤
外輪	一〇斤
帶鋼	一〇斤
サツシユバー	一〇斤
リムリングバー	一〇斤
其ノ他壓延鋼材	一〇斤
亞鉛引鐵線	一〇斤
細番手	一〇斤
中番手	一〇斤
大番手	一〇斤
鐵線	一〇斤
細番手	一〇斤
中番手	一〇斤
大番手	一〇斤
亞鉛鍍鐵板	一〇斤
薄物	一〇斤
平板	一〇斤
浪板	一〇斤
厚物	一〇斤
平板	一〇斤
浪板	一〇斤
層鐵	一〇斤

銑屑	一〇斤
普通鋼屑	一〇斤
特殊鋼屑	一〇斤
銅地金	一〇〇瓦
鉛地金	一〇〇瓦
亞鉛地金	一〇〇瓦
アンチモン地金	一〇〇瓦
アドミウム地金	一〇〇瓦
水銀	一〇〇瓦
銅又ハ銅合金ノ板	一〇斤
銅又ハ銅合金ノ管	一〇斤
銅又ハ銅合金ノ棒	一〇斤
銅又ハ銅合金ノ條	一〇斤
銅又ハ銅合金ノ線(電線ヲ除ク)	一〇斤
電線(鐵線ヲ除ク)	一〇斤
裸線	一〇斤
裸銅線	一〇斤
裸アルミニウム線	一〇斤
其ノ他ノ裸線	一〇斤

絶縁電線	
被覆線	
紙絶縁ケーブル	一戸
鉛管	一戸
鉛板	一戸
亜鉛板	一戸
故銅	五戸
故鉛	五戸
故亞鉛	五戸
アルミニウム地金	一戸
マグネシウム地金	一戸
雲母	一〇瓦
綿絲(縫絲及屑絲ヲ除ク)	一〇封度
人造絹絲(縫絲、刺繡絲、手編絲及屑絲ヲ除ク)	一〇封度
ステープルファイバース(手編絲及屑絲ヲ除ク)	一〇封度
毛絲(手編絲及屑絲ヲ除ク)	一〇封度
礫砂	一戸
礫酸	五〇〇瓦
プロム加里	二五瓦

グリセリン	五〇〇瓦
セラツク	五〇〇瓦
ダンマルゴム	五〇〇瓦
コーバルゴム	五〇〇瓦
アラビアゴム	一斤

八八

五、統制物資ノ讓渡制限等ニ關スル件第七條ノ規定ニ依ル價格指定ノ件

(昭和十七年十月十五日)  
(商工省告示第一二二二號)

統制物資ノ讓渡制限等ニ關スル件第七條ノ規定ニ依リ價格左ノ通指定ス

價格等統制令ニ於テ契約シ、支拂ヒ又ハ受領ルスコトヲ得ル價格

六、重要物資管理營團法

(昭和十七年二月二十四日)  
(法律第六十九號)

第一章 總 則

第一條 重要物資管理營團ハ戰時ニ際シ重要物資ノ貯藏ヲ確保及増強シ並ニ貯藏重要物資ノ利用ヲ有效且適正ナラシムルコ

トチ目的トス重要物資管理營團ハ法人トス

本法ノ重要物資ノ範圍ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二條 重要物資管理營團ハ主タル事務所ヲ東京市ニ置ク

重要物資管理營團ハ政府ノ認可ヲ受ケ必要ノ地ニ從タル事務所ヲ設置スルコトヲ得

第三條 重要物資管理營團ノ資本ハ二千萬圓トス

第四條 政府ハ二千萬圓ヲ重要物資管理營團ニ出資スベシ

前項ノ出資ハ國債證券ヲ交付シテ之ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ交付スル國債證券ノ交付價格ハ時價ヲ參酌シテ大藏大臣之ヲ定ム

第五條 重要物資管理營團ハ定款ヲ以テ左ノ事項ヲ規定スベシ

- 一 目的
- 二 名稱
- 三 事務所ノ所在地
- 四 資本金額及資産ニ關スル事項
- 五 役員ニ關スル事項
- 六 業務及其ノ執行ニ關スル事項
- 七 會計ニ關スル事項
- 八 公告ノ方法

定款ハ政府ノ認可ヲ受ケ之ヲ變更スルコトヲ得

第六條 重要物資管理營團ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ登記ヲ爲スコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依リ登記スベキ事項ハ登記ノ後ニ非ザレバ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

第七條 重要物資管理營團ニハ所得稅、法人稅及營業稅ヲ課セズ

北海道、府縣、市町村其ノ他之ニ準ズベキモノハ重要物資管理營團ノ事業ニ對シテハ地方稅ヲ課スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ基キ内務大臣及大藏大臣ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第八條 重要物資管理營團ニ付解散ヲ必要トスル事由發生シタル場合ニ於テ其ノ處置ニ關シテハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第九條 重要物資管理營團ニ非ザル者ハ重要物資管理營團又ハ之ニ類似スル名稱ヲ用フルコトヲ得ズ

第十條 民法第四十四條、第五十條、第五十四條及第五十七條並ニ非訟事件手續法第三十五條第一項ノ規定ハ重要物資管理營團ニ之ヲ準用ス

第二章 役員

八九

第十一條 重要物資管理營團ニ理事長副理事長各一人、理事三人以上及監事二人以上ヲ置ク

理事長ハ重要物資管理營團ヲ代表シ其ノ業務ヲ總理ス  
副理事長ハ定款ノ定ムル所ニ依リ重要物資管理營團ヲ代表シ  
理事長ヲ輔佐シテ重要物資管理營團ノ業務ヲ掌理ス

副理事長ハ理事長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ理事長缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ

理事ハ定款ノ定ムル所ニ依リ重要物資管理營團ヲ代表シ理事長及副理事長ヲ輔佐シテ重要物資管理營團ノ業務ヲ掌理ス  
理事ハ定款ノ定ムル所ニ依リ理事長及副理事長共ニ事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ理事長及副理事長共ニ缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ

監事ハ重要物資管理營團ノ業務ヲ監査ス

第十二條 理事長、副理事長、理事及監事ハ政府之ヲ命ズ  
理事長、副理事長及理事ノ任期ハ三年、監事ノ任期ハ二年トス

第十三條 理事長、副理事長及理事ハ定款ノ定ムル所ニ依リ從タル事務所ノ業務ニ關シ一切ノ裁判上又ハ裁判外ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ有スル代理人ヲ選任スルコトヲ得

狀況ニ關シ報告ヲ爲サシムルコトヲ得

重要物資管理營團必要アリト認ムルトキハ政府ノ認可ヲ受ケ役員又ハ使用人ヲシテ前項ニ掲ケル者ノ業務ニ關スル帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

重要物資管理營團前項ノ規定ニ依リ役員又ハ使用人ヲシテ検査セシムル場合ニ於テハ前項ノ規定ニ依リ認可アリタルコトヲ證スル書面及其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

第十八條 重要物資管理營團ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ認可ヲ受ケ物資ノ生産、輸出、輸入、販賣又ハ保管ヲ業トスル者ニ對シ重要物資管理營團ノ所有スル重要物資ノ保管ヲ爲サシムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ保管ニ要シタル費用ハ重要物資管理營團ノ負擔トス

第四章 會計

第十九條 重要物資管理營團ノ事業年度ハ毎年四月ヨリ翌年三月迄トス

第二十條 重要物資管理營團ハ設立ノ時及毎事業年度ノ初ニ於テ財産目錄、貸借對照表及損益計算書ヲ作成シ定款ト共ニ之

第十四條 理事長、副理事長及理事ハ他ノ職業ニ從事スルコトヲ得ズ但シ政府ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十五條 重要物資管理營團ニ評議員若干人ヲ置キ政府之ヲ命ズ  
評議員ハ業務經營ニ關スル重要ナル事項ニ付理事長ノ諮問ニ應ジ必要アルトキハ之ニ對シ意見ヲ述ブルコトヲ得  
評議員ハ名譽職トシ其ノ任期ハ二年トス

第三章 業務

第十六條 重要物資管理營團ハ左ノ業務ヲ行フ

- 一 重要物資ノ保有
- 二 重要物資ノ買入、輸入及賣渡
- 三 其ノ他重要物資管理營團ノ目的達成上必要ナル事業

重要物資管理營團ハ前項第一號及第二號ノ業務ニ付テハ政府ノ定ムル計畫ニ依リテ之ヲ行フベシ  
重要物資管理營團第一項第三號ノ業務ヲ行ハントスルトキハ政府ノ認可ヲ受ケベシ

第十七條 重要物資管理營團必要アリト認ムルトキハ業務ニ關シ重要物資ヲ所有又ハ保管スル者ニ對シ其ノ所有又ハ保管ノ

ヲ各事務所ニ備置クコトヲ要ス

第五章 監督

第二十一條 重要物資管理營團ハ政府之ヲ監督ス

第二十二條 重要物資管理營團ハ政府ノ認可ヲ受ケルニ非ザレバ剩餘金ノ處分ヲ爲スコトヲ得ズ

第二十三條 重要物資管理營團ハ業務開始ノ際業務ノ方法ヲ定メ政府ノ認可ヲ受ケベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同シ

第二十四條 政府ハ重要物資管理營團ニ對シ業務及財産ノ狀況ニ關シ報告ヲ爲サシメ、検査ヲ爲シ其ノ他監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第二十五條 役員ガ法令、定款若ハ政府ノ命令ニ違反シ又ハ公益ヲ害スル行爲ヲ爲シタルトキハ政府ハ之ヲ解任スルコトヲ得

第六章 罰則

第二十六條 重要物資管理營團ノ理事長、副理事長、理事、監事又ハ使用人其ノ職務ニ關シ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ要求若ハ約束シタルトキハ二年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス因テ不正ノ行爲ヲ爲シ又ハ相當ノ行爲ヲ爲サザルトキハ五

年以下ノ懲役又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス  
 前項ノ場合ニ於テ收受シタル賄賂ハ之ヲ沒收ス若シ其ノ全部  
 又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハザルトキハ其ノ價額ヲ追徴ス  
 第二十七條 前條第一項ニ掲グル者ニ賄賂ヲ交付、提供又ハ約  
 束シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス  
 前項ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其ノ刑ヲ輕減又ハ免  
 除スルコトヲ得

第二十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ  
 處ス

一 第十七條第一項ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サズ又ハ虛偽ノ報  
 告ヲ爲シタルモノ

二 第十七條第二項ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミ、妨グ又ハ忌避  
 シタル者

三 正當ノ事由ナクシテ第十八條第一項ノ規定ニ依ル保管ヲ  
 爲サザル者

第二十九條 人又ハ法人ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人  
 其ノ他ノ從業者ガ其ノ人又ハ法人ノ業務ニ關シ前條第一號又  
 ハ第三號ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ其ノ人又ハ法人ハ自己  
 ノ指揮ニ出テザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

ルトキ

第三十三條 第九條ノ規定ニ違反シ重要物資管理營團又ハ之ニ  
 類似スル名稱ヲ用ヒタル者ハ五百圓以下ノ過料ニ處ス

附 則

第三十四條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十五條 政府ハ設立委員ヲ命シ重要物資管理營團ノ設立ニ  
 關スル事務ヲ處理セシム

第三十六條 設立委員ハ定款ヲ作成シ政府ノ認可ヲ受ケベシ  
 第三十七條 定款ニ付政府ノ認可アリタルトキハ設立委員ハ運  
 滯ナク出資ノ第一回拂込ヲ稟請スベシ

第三十八條 出資ノ第一回拂込アリタルトキハ設立委員ハ運滯  
 ナク其ノ事務ヲ重要物資管理營團理事長ニ引繼ケベシ  
 理事長前項ノ事務ノ引繼ヲ受ケタルトキハ理事長、副理事長  
 理事及監事ノ全員ハ設立ノ登記ヲ爲スベシ

重要物資管理營團ハ設立ノ登記ヲ爲スニ因リテ成立ス  
 第三十九條 登録税法中左ノ通改正ス

第十九條第七號中「産業設備營團、」ノ下ニ「重要物資管理  
 營團、」ヲ、「産業設備營團法、」ノ下ニ「重要物資管理營團

第三十條 第二十八條第一號及第三號ノ罰則ハ其ノ者ガ法人ナ  
 ルトキハ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ  
 未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ於テ之ヲ  
 適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者  
 ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第三十一條 左ノ場合ニ於テハ重要物資管理營團ノ理事長、副  
 理事長、理事又ハ監事ヲ千圓以下ノ過料ニ處ス

一 本法ニ依リ政府ノ認可ヲ受ケベキ場合ニ於テ其ノ認可ヲ  
 受ケザルトキ

二 本法ニ規定セザル業務ヲ營ミタルトキ

三 第十六條第二項ノ規定ニ違反シ政府ノ定ムル計畫ニ依リ  
 ズシテ業務ヲ行ヒタルトキ

四 政府ノ監督上ノ命令又ハ處分ニ違反シタルトキ

第三十二條 左ノ場合ニ於テハ重要物資管理營團ノ理事長、副  
 理事長、理事又ハ監事ヲ五百圓以下ノ過料ニ處ス  
 一 本法又ハ本法ニ基キテ發スル勅令ニ違反シ登記ヲ爲スコ  
 トヲ怠リ又ハ不正ノ登記ヲ爲シタルトキ  
 二 第二十條ノ規定ニ違反シ書類ヲ備置カザルトキ又ハ其ノ  
 書類ニ記載スベキ事項ヲ記載セズ若ハ不正ノ記載ヲ爲シタ

法、」ヲ加フ

第四十條 印紙税法中左ノ通改正ス

第五條第六號ノ五ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

六ノ六 重要物資管理營團ノ重要物資管理營團法第十六條第  
 一項第一號及第二號ノ業務ニ關スル證書帳簿

七、重要物資管理營團法施行期日ノ件

(昭和十七年三月四日  
 勅令 第百二十二號)

重要物資管理營團法ハ昭和十七年三月五日ヨリ之ヲ施行ス

八、重要物資管理營團法ノ施行ニ關スル件

(昭和十七年四月四日  
 商工、厚生省令第一號)

第一條 重要物資管理營團法ノ重要物資ノ範圍左ノ如シ

- 一 鐵鋼及其ノ原材料並ニ鐵鋼製品
- 二 非鐵金屬及其ノ原材料並ニ非鐵金屬製品
- 三 纖維製品及其ノ原材料
- 四 化學製品及其ノ原材料
- 五 醫藥品、醫療機器器具其ノ他ノ衛生用物資
- 六 其ノ他商工大臣ノ指定シタル物資

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(様式省略)

九、重要物資管理管團登記令

(昭和十七年三月四日 勅令 第二百二十三號)

第一條 重要物資管理管團ノ設立ノ登記ハ理事長ガ設立委員ヨリ設立ニ關スル事務ノ引繼ヲ受ケタル日ヨリ二週間以内ニ主タル事務所ノ所在地ニ於テ之ヲ爲スコトヲ要ス

- 一 目的
- 二 名 稱
- 三 事務所
- 四 資本金額及拂込資本金額
- 五 理事長、副理事長、理事及監事ノ氏名及住所
- 六 副理事長又ハ理事ノ代表權ニ制限ヲ加ヘタルトキハ其ノ制限
- 七 公告ノ方法

重要物資管理管團ハ設立ノ登記ヲ爲シタル後一週間以内ニ從タル事務所ノ所在地ニ於テ前項ニ掲グル事項ヲ登記スルコト

第二條 重要物資管理管團重要物資管理管團法第十八條第一項

ノ規定ニ依リ認可ヲ申請セントスル場合ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル申請書ヲ商工大臣又ハ厚生大臣ニ提出スベシ

- 一 相手方タル物資ノ生産、輸出、輸入、販賣又ハ保管ヲ業トスル者ノ氏名名稱及住所
- 二 保管ヲ爲サシムル物資ノ名稱、數量及價格
- 三 保管ヲ爲サシムル場所及期間
- 四 重要物資管理管團法第十八條第一項ノ規定ニ依リ保管ヲ爲サシムルコトヲ必要トスル事由
- 五 其ノ他必要ナル事項

第三條 重要物資管理管團重要物資管理管團法第十八條第一項

ノ規定ニ依リ重要物資ノ保管ヲ爲サシメントスル場合ハ前條第一號乃至第三號及第五號ニ掲グル事項ヲ記載シタル保管請求書ニ重要物資管理管團法第十八條第一項ノ認可アリタルコトヲ證スル書面ヲ添附シ之ヲ物資ノ生産、輸出、輸入、販賣又ハ保管ヲ業トスル者ニ交付スルコトヲ要ス

第四條 重要物資管理管團法第十七條第三項ノ證票ハ別記様式ニ依ル

ヲ要ス

第二條 重要物資管理管團ノ成立後從タル事務所ヲ設ケタルト

キハ主タル事務所ノ所在地ニ於テハ二週間以内ニ從タル事務所ヲ設ケタルコトヲ登記シ其ノ從タル事務所ノ所在地ニ於テハ三週間以内ニ前條第二項ニ掲グル事項ヲ登記シ他ノ從タル事務所ノ所在地ニ於テハ同期間内ニ其ノ從タル事務所ヲ設ケタルコトヲ登記スルコトヲ要ス

主タル事務所又ハ從タル事務所ノ所在地ヲ管轄スル登記所ノ管轄區域内ニ於テ新ニ從タル事務所ヲ設ケタルトキハ其ノ從タル事務所ヲ設ケタルコトヲ登記スルヲ以テ足ル

第三條 重要物資管理管團ガ主タル事務所ヲ移轉シタルトキハ

二週間以内ニ移轉ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス  
重要物資管理管團ガ從タル事務所ヲ移轉シタルトキハ舊所在地ニ於テ三週間以内ニ移轉ノ登記ヲ爲シ新所在地ニ於テハ四週間以内ニ第一條第二項ニ掲グル事項ヲ登記スルコトヲ要ス但シ同一ノ登記所ノ管轄區域内ニ於テ從タル事務所ヲ移轉シタルトキハ其ノ移轉ノ登記ヲ以テ足ル

第四條 第一條第二項ニ掲グル事項中ニ變更ヲ生ジタルトキハ

主タル事務所ノ所在地ニ於テハ二週間從タル事務所ノ所在地

ニ於テハ三週間以内ニ變更ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第五條 重要物資管理管團法第十三條ノ代理人ヲ選任シタルト

キハ二週間以内ニ之ヲ置キタル事務所ノ所在地ニ於テ代理人ノ氏名、住所及代理人ヲ置キタル事務所並ニ代理人ノ代理權ニ制限ヲ加ヘタルトキハ其ノ制限ヲ登記スルコトヲ要ス登記シタル事項ノ變更及代理人ノ代理權ノ消滅ニ付亦同シ

第六條 登記スベキ事項ニシテ商工大臣ノ認可ヲ要スルモノハ

其ノ認可書ノ到達シタル時ヨリ登記ノ期間ヲ起算ス  
第七條 登記シタル事項ハ裁判所ニ於テ遲滞ナク之ヲ公告スルコトヲ要ス

第八條 重要物資管理管團ノ登記ニ付テハ其ノ事務所ノ所在地

ノ區裁判所ヲ以テ管轄登記所トス  
各登記所ニ重要物資管理管團登記簿ヲ備フ  
第九條 設立ノ登記ヲ除クノ外本令ニ依リ登記ハ理事長ノ申請ニ因リテ之ヲ爲ス

第十條 設立登記ノ申請書ニハ定款、出資ノ第一回ノ拂込アリ

タルコトヲ證スル書面並ニ理事長、副理事長、理事及監事ノ資格ヲ證スル書面ヲ添付スルコトヲ要ス  
第十一條 重要物資管理管團法第十三條ノ代理人ノ選任ノ登記

ノ申請書ニハ代理人ノ選任ヲ證スル書面及代理人ノ代理權ニ制限ヲ加ヘタトキハ其ノ制限ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

第十二條 事務所ノ新設又ハ事務所ノ移轉其ノ他第一條第二項ニ掲グル事項ノ變更ノ登記ノ申請書ニハ事務所ノ新設又ハ登記事項ノ變更ニ證スル書面ヲ添付スルコトヲ要ス

第十三條 前條ノ規定ハ第五條ノ規定ニ依リ登記シタル事項ノ變更及重要物資管理營團法第十三條ノ代理人ノ代理權ノ消滅ノ登記ニ之ヲ準用ス

第十四條 非訟事件手續法第四百二十二條乃至第五百一十一條ノ六及第五百五十四條乃至第五百五十七條ノ規定ハ本令ニ依リ登記ニ之ヲ準用ス

附 則

本令ハ重要物資管理營團法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

一〇、重要物資管理營團定款

第一章 總 則

第一條 本營團ハ重要物資管理營團法ニ依リテ設立シ重要物資

輔佐シテ本營團ノ業務ヲ掌理ス

副理事長ハ理事長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ理事長缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ

理事ハ理事長ノ定ムル所ニ依リ本營團ヲ代表シ理事長及副理事長ヲ輔佐シテ本營團ノ業務ヲ掌理ス

理事ハ理事長ノ豫メ定ムル順位ニ依リ理事長及副理事長共ニ事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ理事長及副理事長共ニ缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ

監事ハ本營團ノ業務ヲ監査ス

第九條 理事長、副理事長、理事及監事ハ商工大臣之ヲ命ズルモノトス

理事長、副理事長及理事ノ任期ハ三年、監事ノ任期ハ二年トス

第十條 理事長、副理事長、理事及監事ノ報酬及手當ノ額ハ商工大臣ノ認可ヲ受ケ理事長之ヲ定ム

第十一條 理事長、副理事長及理事ハ從タル事務所ノ業務ニ關シ必要ト認ムルトキハ一切ノ裁判上又ハ裁判外ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ有スル代理人(支配人)ヲ選任スルコトヲ得

第十二條 理事長、副理事長及理事ハ他ノ職業ニ従事スルコト

管理營團ト稱ス

第二條 本營團ハ戰時ニ際シ重要物資ノ貯藏ヲ確保及増強シ且ニ貯藏重要物資ノ利用ヲ有效且適正ナラシムルコトヲ目的トス

第三條 本營團ノ主タル事務所ハ之ヲ東京市ニ置ク

本營團ノ從タル事務所ハ商工大臣ノ認可ヲ受ケ必要ノ地ニ之ヲ置クコトヲ得

本營團ハ業務ノ都合ニ依リ便宜ノ地ニ出張所ヲ置クコトヲ得

第四條 本營團ノ公告ハ官報ニ掲載シテ之ヲ爲ス

第二章 資 本 金

第五條 本營團ノ資本金ハ二千萬圓トス

第六條 政府ハ二千萬圓ヲ本營團ニ出資スルモノトス

前項ノ出資ハ國債證券ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得ルモノトス

第三章 役 員

第七條 本營團ニ理事長、副理事長各一人、理事三人以上及監事二人以上ヲ置ク

第八條 理事長ハ本營團ヲ代表シ其ノ業務ヲ總理ス

副理事長ハ理事長ノ定ムル所ニ依リ本營團ヲ代表シ理事長ヲ

ヲ得ズ但シ商工大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十三條 本營團ニ評議員三十人以内ヲ置キ商工大臣之ヲ命ズルモノトス

評議員ハ名譽職トシ其ノ任期ハ二年トス

評議員ハ業務經營ニ關スル重要ナル事項ニ付理事長ノ諮問ニ

應ジ必要アルトキハ之ニ對シ意見ヲ述ブルコトヲ得

左ノ事項ハ之ヲ評議員ニ諮問スルモノトス

一 定款ノ變更

二 業務ノ方法ノ設定及其ノ重要ナル變更

三 剩餘金ノ處分

四 其ノ他本營團ノ業務經營ニ關スル重要ナル事項ニシテ理事長ニ於テ必要ト認メタル事項

第十四條 本營團ニ顧問ヲ置クコトヲ得

顧問ハ商工大臣ノ認可ヲ受ケ理事長之ヲ委嘱ス

顧問ハ業務經營ニ關スル特ニ重要ナル事項ニ付理事長ノ諮問ニ應ズ

ニ應ズ

第四章 業務及其ノ執行

第十五條 本營團ハ左ノ業務ヲ行フ

受クルモノトス

附 則

第二十二條 本營團ノ負擔ニ歸スベキ設立費用ハ五萬圓ヲ限度トス

一、物資統制令

(昭和十六年十二月十六日) 勅令第千三百三十號

第一條 國家總動員法(昭和十三年勅令第三百十七號ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同シ)第八條ノ規定ニ基ケ國民經濟ノ運行又ハ國民生活ノ安定ヲ確保スル爲統制ヲ必要トスル物資(以下統制物資ト稱ス)ニ關スル統制及其ノ統制事務ニ付テノ國家總動員法第五條ノ規定ニ基ケ協力命令ニ付テハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 主務大臣ハ統制物資ノ生産(加工ヲ含ム以下同シ)若ハ修理ヲ業トスル者又ハ此等ノ者ノ團體ニ對シ統制物資ノ生産若ハ修理ニ關シ必要ナル事項ヲ命ジ又ハ制限若ハ禁止ヲ爲スコトヲ得

第三條 主務大臣ハ統制物資ノ生産ヲ業トスル者販賣其ノ他賣渡ヲ業トスル者、輸出業者、輸入業者若ハ此等ノ者ノ團體又

一 重要物資ノ保有

二 重要物資ノ買入、輸入及賣渡

三 其ノ他本營團ノ目的達成上必要ナル事業

本營團ハ前項第一號及第二號ノ業務ニ付テハ政府ノ定ムル計畫ニ依リテ之ヲ行フモノトス

本營團第一項第三號ノ業務ヲ行ハントスルトキハ政府ノ認可ヲ受クルモノトス之ヲ變更セントスルトキ亦同シ

第十六條 本營團ハ業務開始ノ際業務ノ方法ヲ定メ商工大臣ノ認可ヲ受クルモノトス之ヲ變更セントスルトキ亦同シ

第十七條 業務ノ執行ニ關スル諸規程ハ理事長之ヲ定ム

第五章 會 計

第十八條 本營團ノ事業年度ハ毎年四月ヨリ翌年三月迄トス

第十九條 剩餘金ノ處分ハ商工大臣ノ認可ヲ受ケテ之ヲ行フ

第二十條 理事長ハ設立ノ時及毎事業年度ノ初ニ於テ財産目錄

貸借對照表及損益計算書ヲ作成シ定款ト共ニ之ヲ各事務所ニ備置クモノトス

第六章 定款ノ變更

第二十一條 本定款ヲ變更セントスルトキハ商工大臣ノ認可ヲ

ハ業務ニ關シ若ハ轉賣ノ目的ヲ以テ統制物資ヲ所有スル者ニ對シ讓渡ノ時期、價格、相手方其ノ他必要ナル事項ヲ指定シテ統制物資ノ讓渡ヲ命ズルコトヲ得

主務大臣特ニ必要アリト認ムル場合ニ於テハ前項ニ掲グル者以外ノ者ニシテ統制物資ヲ所有スルモノニ對シ亦前項ニ同シ

第四條 主務大臣前條ノ規定ニ依ル命令ヲ爲シタル場合又ハ統制物資ノ所有者知レザル等ノ爲同條ノ規定ニ依ル命令ヲ爲スコト能ハザル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ權原ニ基キ當該統制物資ヲ占有スル者ニ對シ引渡ノ時期、相手方其ノ他必要ナル事項ヲ指定シテ之ガ引渡ヲ命ズルコトヲ得

第五條 主務大臣統制物資ノ所有者知レザル等ノ爲第三條ノ規定ニ依ル命令ヲ爲スコト能ハザル場合ニ於テ前條ノ規定ニ依ル命令ヲ爲シタルトキハ當該統制物資ノ引渡ノ相手方ヲシテ其ノ對價ヲ供託セシムベシ此ノ場合ニ於テハ當該統制物資ノ引渡ノ相手方其ノ供託ヲ爲シタル時當該統制物資ノ讓渡ヲ受クタルモノト看做ス

第六條 統制物資ノ生産ヲ業トスル者、販賣其ノ他賣渡ヲ業トスル者、輸出業者、輸入業者若ハ此等ノ者ノ團體又ハ業務ニ關シ若ハ轉賣ノ目的ヲ以テ統制物資ヲ所有スル者ハ主務大臣

ノ指定スル者ガ讓渡ヲ受クベキ統制物資ノ種類、數量及價格、讓渡ノ時期其ノ他必要ナル事項ニ付主務大臣ノ認可ヲ受ク之ガ讓渡ヲ求メタル場合ニ於テハ之ヲ拒ムコトヲ得ズ但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ主務大臣ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

主務大臣前項ノ認可ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ告示スベシ

第七條 權原ニ基キ統制物資ヲ占有スル者ハ前條ノ規定ニ依リ主務大臣ノ指定スル者ガ同條ノ規定ニ依リ統制物資ノ讓渡ヲ受ケタル場合又ハ統制物資ノ所有者知レザル等ノ爲同條ノ規定ニ依ル讓渡ヲ求ムルコト能ハザル場合ニ於テ引渡ヲ受クル統制物資ノ種類及數量、引渡ノ時期其ノ他必要ナル事項ニ付主務大臣ノ認可ヲ受ケ之ガ引渡ヲ求メタル場合ニ於テハ之ヲ拒ムコトヲ得ズ但シ特別ノ事由アル場合ニ於テ主務大臣ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第八條 第六條ノ規定ニ依リ主務大臣ノ指定スル者ハ統制物資ノ所有者知レザル等ノ爲同條ノ規定ニ依ル讓渡ヲ求ムルコト能ハザル場合ニ於テ前條ノ規定ニ依リ統制物資ノ引渡ヲ受クル

トキハ其ノ對價ヲ供託スベシ

第五條後段ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第九條 主務大臣ハ統制物資ノ生産ヲ業トスル者、販賣其ノ他  
賣渡ヲ業トスル者、輸出業者、輸入業者若ハ此等ノ者ノ團體  
又ハ業務ニ關シ若ハ轉賣ノ目的ヲ以テ統制物資ヲ所有スル者  
ニ對シ統制物資ノ譲渡ニ關シ數量、時期、方法、相手方、配  
給區域其ノ他ニ付必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十條 主務大臣ハ統制物資ノ譲受ニ關シ數量、時期、方法、  
相手方其ノ他ニ付必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十一條 主務大臣ハ統制物資ノ寄託、保管、保有、買入其ノ  
他ノ處分又ハ移動ニ關シ必要ナル事項ヲ命ジ又ハ制限若ハ禁  
止ヲ爲スコトヲ得

第十二條 統制物資ニ關シ強制賣渡手續、國稅徵收法ニ依ル強  
制徵收手續又ハ國家總動員法第十條若ハ第十三條ノ規定ニ基  
ク使用者ハ收用ノ手續其ノ他此等ノ手續ニ準ズベキモノノ進  
行中ナルトキハ其ノ進行中ニ限リ當該統制物資ニ關シテハ第  
二條乃至第四條、第六條、條七條又ハ第九條乃至前第ノ規定  
ハ之ヲ適用セズ

動又ハ使用者ハ消費ニ關シ計畫ノ設定又ハ其ノ變更ヲ命ズル  
コトヲ得

第十五條 主務大臣ハ統制物資ノ使用又ハ消費ヲ爲ス者ニ對シ  
統制物資ノ使用又ハ消費ニ關シ必要ナル事項ヲ命ジ又ハ制限  
若ハ禁止ヲ爲スコトヲ得

第十六條 主務大臣ハ統制物資ノ生産若ハ修理ヲ業トスル者、  
販賣其ノ他配給ヲ業トスル者、輸出業者、輸入業者、保管ヲ  
業トスル者若ハ業務上統制物資ノ使用者ハ消費ヲ爲ス者又ハ  
此等ノ者ノ團體ニ對シ帳簿ヲ備ヘ業務ニ關シ必要ナル事項ノ  
眞實ナル記載ヲ爲サシムルコトヲ得

第十七條 第六條ノ規定ニ依リ主務大臣ノ指定スル者同條又ハ  
第七條ノ認可ヲ受ケ統制物資ノ譲渡又ハ引渡ヲ求メントスル  
場合ニ於テ主務大臣ノ認可ヲ受ケ當該統制物資ノ生産若ハ修  
理ヲ業トスル者、販賣其ノ他配給ヲ業トスル者、輸出業者、  
輸入業者、保管ヲ業トスル者若ハ業務上統制物資ノ使用者ハ  
消費ヲ爲ス者又ハ此等ノ者ノ團體ニ對シ必要ナル報告ヲ求メ  
タル場合ニ於テハ此等ノ者又ハ其ノ團體ハ之ヲ拒ミ又ハ虚偽  
ノ報告ヲ爲スコトヲ得ズ

第十三條 第三條、第五條、第六條又ハ第八條ノ規定ニ依ル統  
制物資ノ譲渡ハ他ノ法令ニ拘ラズ其ノ效力ヲ有ス

第三條ノ規定ニ依リ譲渡ヲ命セラレ又ハ第六條ノ規定ニ依リ  
譲渡ヲ求メラレタル統制物資ガ知レタル擔保權ノ目的タル場  
合ニ於テハ當該統制物資ノ譲渡ヲ受ケル者ハ其ノ對價ヲ供託  
スベシ

第三條若ハ第六條又ハ第四條若ハ第七條ノ規定ニ依ル統制物  
資ノ譲渡又ハ引渡アリタル場合ニ於テハ當該統制物資ニ付存  
シタル擔保權ハ他ノ法令ニ拘ラズ其ノ所有權移轉ノ時ヨリ之  
ヲ行フコトヲ得ズ

第三條若ハ第四條ノ規定ニ依リ譲渡若ハ引渡ヲ命セラレ又ハ  
第六條若ハ第七條ノ規定ニ依リ譲渡若ハ引渡ヲ求メラレタル  
統制物資ニ付擔保權ヲ有シタル者ハ第五條、第八條又ハ第二  
項ノ規定ニ依ル供託金ニ對シ其ノ權利ヲ行フコトヲ得

第十四條 主務大臣ハ統制物資ノ生産若ハ修理ヲ業トスル者、  
販賣其ノ他配給ヲ業トスル者、保管ヲ業トスル者若ハ業務上  
統制物資ノ使用者ハ消費ヲ爲ス者又ハ此等ノ者ノ團體ニ對シ  
統制物資ノ生産若ハ修理、販賣其ノ他配給、保管、保有、移

第十八條 國家總動員法第二十七條ノ規定ニ依リ補償スベキ損  
失ハ第二條乃至第四條、第六條、第七條、第九條乃至第十  
條又ハ第十五條ノ規定ニ基ク處分ニ因ル通常生ズベキ損失ト  
ス

前項ノ損失ノ補償ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム  
第十九條 主務大臣ハ個人又ハ法人其ノ他ノ團體ヲシテ本令ニ  
依ル統制物資ノ統制上必要ナル事務ニ協力セシムルコトヲ得

第二十條 主務大臣ハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ關  
係者ヨリ統制物資ニ關スル統制又ハ其ノ統制事務ニ付テノ協  
力ニ關シ必要ナル報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ工場、事業  
場、店舗、倉庫其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ統制物  
資、書類、帳簿等ヲ檢査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢檢査セシムル場合ニ於  
テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

第二十一條 主務大臣ハ本令ノ定ムル職權ノ一部ヲ地方長官  
(東京府ニ在リテハ警視總監ヲ含ム)又ハ當該主務大臣ノ所轄  
スル官ノ衙長ニ委任スルコトヲ得

第二十二條 主務大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ必要アリト認ム



ルトキハ市町村長又ハ之ニ準ズベキモノヲシテ本令ニ依ル統制物資ニ關スル統制ノ實施上必要ナル事務ヲ行ハシムルコトヲ得

前項ノ事務ニ關スル費用ハ命令ノ定ムル所ニ依リ市町村又ハ之ニ準ズベキモノヲシテ之ヲ負擔セシムルコトヲ得

第二十三條 内地ニ於テ本令中第十一條及第十四條ノ規定ニ依ル保管ニ關スル命令又ハ處分及之ニ必要アル他ノ規定ノ施行ニ關スル主務大臣ハ物品ノ保管ヲ業トスル者ヲ其ノ業ニ關スル法令ニ依リ監督スル所管大臣アルトキハ當該所管大臣トス

第二十四條 第二十一條中地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監ヲ含ム)ニ關スル規定ハ樺太及南洋群島ニハ之ヲ適用セズ

第二十五條 本令中主務大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ第二十一條中地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監ヲ含ム)トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事、臺灣ニ在リテハ州知事又ハ廳長トス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

生活必需物資統制令ハ之ヲ廢止ス但シ本令施行前ニ爲シタル行爲ニ關スル罰則ノ適用ニ付テハ本令施行後ト雖モ仍其ノ效力ヲ有ス

本令施行前生活必需物資統制令ニ基キテ發シ若ハ爲シタル命令若ハ處分又ハ當該命令ニ基キテ發シ若ハ爲シタル命令若ハ處分又ハ當該命令ニ基キテ爲シタル命令若ハ處分ト看做ス

「終り」

昭和十七年十一月五日印刷  
昭和十七年十一月十日發行

(初版二、〇〇〇部)

統制物資強制買上要綱

定價 壹圓

著者 しょうこう かいけん かい  
商工經營研究會

發行所 大坂市北區曾根橋上通三丁目八番地  
株式會社 大同書院  
代表者 松本善次郎  
會員代表 一六五〇二

印刷所 大坂市浪速區新町二九二六  
平和印刷合名會社  
電話 六六三

配給元 東京市神田區淡路町二丁目九番地  
日本出版配給株式會社



發 兌

大坂市北區 曾根橋上三丁目八番地 電話 六六三  
東京市神田區 淡路町二丁目九番地 電話 六六三  
東京市神田區 淡路町二丁目九番地 電話 六六三

大 同 書 院



串

1

和漢法則と原簿

統制

933

函 號 430

製本控

備考

日 月 年

◆ 書圖評好兌發院書同大 ◆

<p>商工經營研究會編 式問答 重要産業團體令解説 定價 一・〇〇 送料 〇・八</p>	<p>商工經營研究會編 式問答 企業許可令の解説 定價 一・〇〇 送料 〇・八</p>	<p>商工經營研究會編 式問答 國民勤勞報國協力令解説 定價 一・五〇 送料 二・〇〇</p>	<p>商工經營研究會編 式問答 勞務調整令の解説 定價 一・五〇 送料 二・五</p>	<p>商工經營研究會編 訂正増補 賃金統制令の解説 定價 二・八〇 送料 二・〇</p>	<p>商工經營研究會編 式問答 小賣業整備要綱解説 定價 二・二〇 送料 二・五</p>	<p>商工經營研究會編 式問答 企業整備令の解説 定價 三・八〇 送料 二・〇</p>	<p>商工經營研究會編 式問答 資産凍結令の解説 定價 一・五〇 送料 二・五</p>	<p>商工經營研究會編 式問答 價格停止令(八・二二)の解説 定價 一・〇〇 送料 〇・八</p>	<p>辯護士 森本正雄著 會社計理統制令の實現論 定價 一・八〇 送料 二・五</p>	<p>商工經營研究會編 解り易い改正税法問答 定價 二・〇〇 送料 二・五</p>	<p>阿正 牧平著 改正税法の解説 定價 二・〇〇 送料 二・五</p>	<p>經濟調査會編 に依る修正税法 税金計算表 定價 一・七〇 送料 〇・四</p>	<p>商工經營研究會編 式問答 原價計算關係集 定價 一・八〇 送料 二・〇</p>
--	---	---	---	--	--	---	---	---	---	---	--	--	--

933  
430



●  
¥ 1.00

